

The Third
Environmental Vision
Okagaki town
2021-2030

水を守り 緑を育て
みんなであわせな未来へ

岡垣町第3次環境ビジョン
-環境共生行動計画-



はじめに

岡垣町では、平成25年3月に環境に関するさまざまな問題を解決し、町の望ましい環境像をみんなで築き上げていくことを目的に「岡垣町環境基本条例」に基づく「岡垣町第2次環境ビジョン」を策定しました。以降、このビジョンに基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

一方、町の環境を取り巻く状況は変化しており、世界においては、SDGsの採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減などの低炭素化をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組むための枠組みの整備が進んでいます。

わが国においては、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が平成30年4月に閣議決定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」などを掲げるとともに、SDGsの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

こうした社会動向を踏まえ、このたび本町では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「岡垣町第3次環境ビジョン」を策定しました。このビジョンは、2次ビジョンの方向性を維持しながら、国内外の社会動向や国県の諸計画を踏まえ、持続的な取り組みを強化するとともに、令和2年度に策定した町の最上位計画、第6次総合計画を環境面から支援・実現する計画として位置付け、策定するものです。ビジョンで掲げた取り組みは、行政・住民・事業者が一体となって取り組むことが必要不可欠だと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、岡垣町第3次環境ビジョンの策定にあたり熱心にご審議をいただきました岡垣町環境審議会をはじめ、ご協力ご提言をいただきました多くの皆さまに心からお礼を申し上げます。



令和3年3月

岡垣町長 門司 晋

目次

序章 第3次環境ビジョンの概要

1. ビジョンの構成…………… 2
2. 策定にあたって…………… 2
3. 取り組みの概要をしてみよう…………… 3

第1章 策定の背景

1. 世の中のさまざまな変化…………… 6
2. 岡垣町の現状とこれまでの評価…………… 14

第2章 基本的事項

1. 位置付けとコンセプト…………… 30
2. 対象範囲…………… 31
3. 計画の期間…………… 31

第3章 岡垣町が目指す環境像

1. 環境像と環境像を実現するための環境目標…………… 33
2. 住民・事業者・行政がすべきこと…………… 35

第4章 目標を達成するための取り組み

1. 環境目標達成のための行動方針と個別の取り組み…………… 37
2. 環境目標Ⅰ：豊かな自然環境を守り育てる…………… 38
3. 環境目標Ⅱ：美しく快適な生活環境を高める…………… 48
4. 環境目標Ⅲ：地球環境に配慮した地域社会をつくる…………… 58

第5章 カギになる取り組みを確実に実行していこう ～重点プロジェクト～

1. 重点プロジェクトの抽出…………… 63
2. 重点プロジェクトの内容と工程…………… 64

第6章 SDGs の目標との関係性

1. SDGs の目標との関係性…………… 68

第7章 計画の総合的推進

1. 推進体制…………… 73
2. 計画の進行管理…………… 73

資料編

1. 計画策定の経緯…………… 75
2. 岡垣町環境審議会…………… 75
3. 岡垣町環境基本条例…………… 76
4. 諮問・答申の内容…………… 78
5. 団体アンケート結果…………… 79

序章

第3次環境ビジョンの概要

この章では、ビジョンの概要を示します。

1 ビジョンの構成

本ビジョンは、以下の8つの章で構成されています。

序章 第3次環境ビジョンの概要

ビジョン全体を見てみよう

第1章 策定の背景

世の中のさまざまな変化、岡垣町の現状とこれまでの評価

第2章 基本的事項

ビジョンの位置付け、コンセプト、対象範囲、計画の期間

第3章 岡垣町が目指す環境像

環境像と環境像を実現するための環境目標、住民・事業者・行政がすべきこと

第4章 目標を達成するための取り組み

環境目標達成のための行動方針と個別の取り組み

第5章 カギになる取り組みを確実に実行していこう ～重点プロジェクト～

重点プロジェクトの抽出、重点プロジェクトの内容と工程

第6章 SDGs の目標との関係性

第7章 計画の総合的推進

推進体制、計画の進行管理

2 策定にあたって

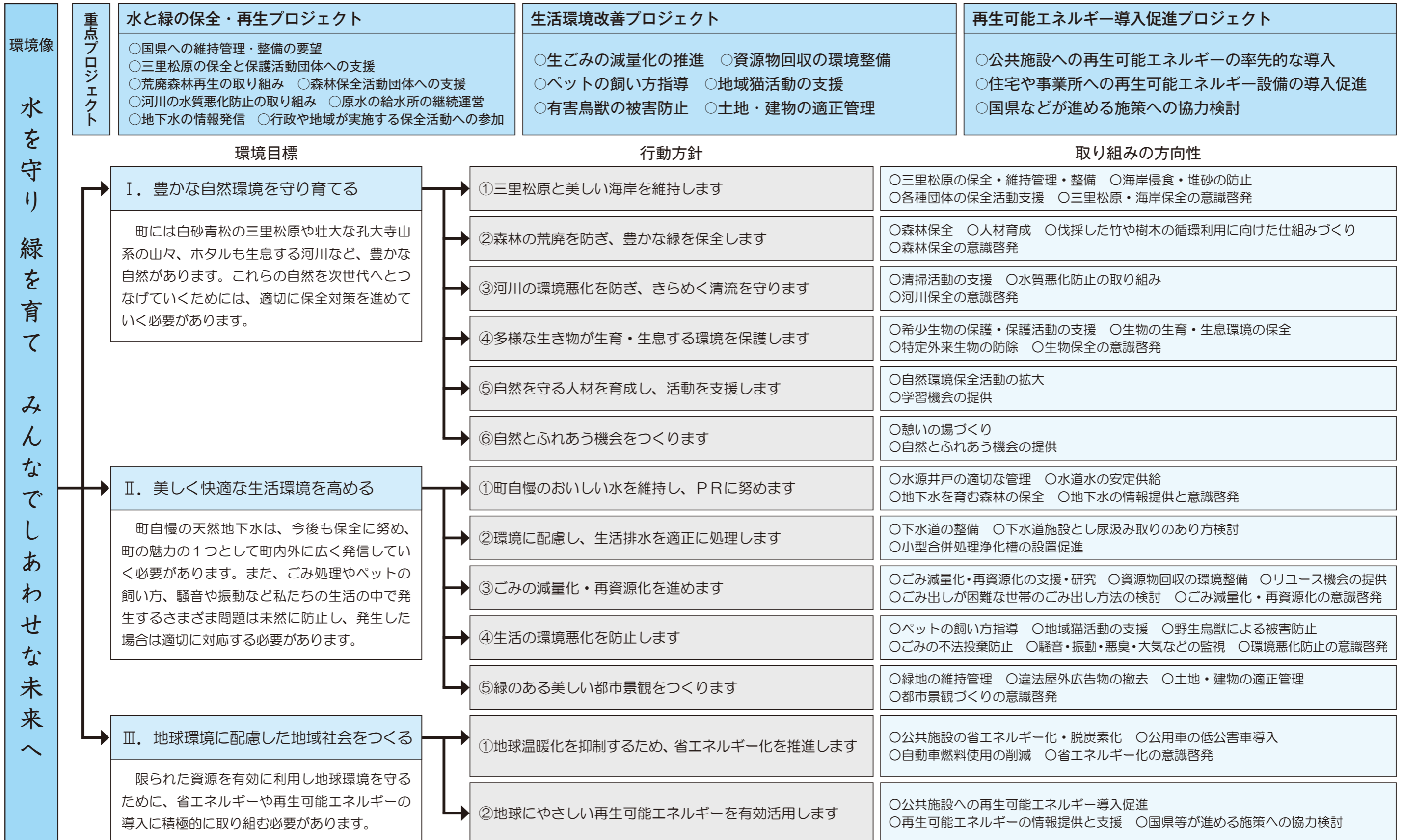
岡垣町は、平成14（2002）年に岡垣町環境ビジョンを、平成25（2013）年に岡垣町第2次環境ビジョンを策定し環境関連の取り組みを進めてきました。

2次ビジョンの計画期間が満了した今、これまでの取り組みは着実に進み、一定の評価・成果を得ている状況にあります。しかし、第6次総合計画策定時の住民アンケートによると、地下水の保全や衛生環境の整備、自然環境の保全やごみの減量化・リサイクル・適正処理は、重要度が高くなっていることから、今後も積極的に取り組みを進めていく必要があります。

一方、2次ビジョン策定後、SDGsの採択やパリ協定の発効、国の第五次環境基本計画策定など、国内外で環境に関するさまざまな動きがありました。また、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大など、社会情勢も大きく変化しました。

策定した3次ビジョンは、こうした岡垣町を取り巻く国内外の環境変化に対応するためのものとなっています。

3 取り組みの概要を見てみよう



第1章

策定の背景

この章では、国内外の環境問題の動き、岡垣町のこれまでの評価を示します。

1 世の中のさまざまな変化

1-1. 国際的な動き

(1) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)

17のゴール(目標)と169のターゲット(達成目標)。持続可能な発展が可能な社会の実現を目指します。

平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標として、持続可能な開発目標(SDGs)が、平成27(2015)年の国連総会で採択されました。

SDGsでは、さまざまな社会的課題の解決に向けた17のゴール(目標)と169のターゲット(達成目標)が掲げられ、経済・社会・環境の統合的向上によりその解決を図っていくことが強調されており、取り組みの過程で「誰一人取り残さない」ことを誓っています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

■持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標



(2) 地球温暖化問題

**温室効果ガス排出削減の取り組みを強化。
100%再生可能エネルギーで賄う取り組みが進んでいます。**

地球温暖化対策に関する動向として、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力を持つ国際的な合意文書である「パリ協定」が平成27(2015)年に採択され、平成28(2016)年11月に発効されています。この協定では、気候変動によるリスクを抑制するために、世界の気温の変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げていて、日本を含むすべての気候変動枠組条約加盟国が、温室効果ガス排出削減のための取り組みを強化することが必要とされています。

令和元(2019)年12月に開催された気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)では、市場メカニズムの実施指針について、合意に向けて前進しました。

また、平成26(2014)年、事業運営に必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄うことを目標とするRE100プロジェクト(RE100 project)が国際環境NGOによって創設され、以降国内外で取り組みが進められています。

■地球温暖化問題の国際的な動き

年	主な動き
1992年	気候変動枠組条約採択 地球サミット(環境と開発に関する国連会議)で日本が気候変動枠組条約に署名
1994年	気候変動に関する国際連合枠組条約発効
1997年	気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で京都議定書採択
2005年	京都議定書発効
2007年	気候変動に関する政府間パネル第四次評価報告書公表
2008年	京都議定書第一約束期間開始(~2012年) G8北海道洞爺湖サミット開催
2009年	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)で京都議定書の期間以降のことを議論
2010年	気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)で2050年までの世界規模の大幅排出削減と早期のピークアウトを共有のビジョンとする「カンクン合意」採択
2011年	気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)で京都議定書延長、緑の気候基金設立を盛り込んだ「ダーバン合意」採択
2012年	気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)で京都議定書第二約束期間の長さを8年とし、2014年までに各国の約束の引き上げに関する検討の機会を設けることなどを決定
2013年	気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)で2020年以降の削減目標(自国が決定する貢献案)の提出時期などを定める
2014年	気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)で自国が決定する貢献案を提出する際に示す情報(事前情報)、新たな枠組の交渉テキストの要素案などを定める RE100プロジェクトの創設
2015年	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で2020年以降の枠組みとして、史上初めて全ての国が参加する制度の構築に合意する「パリ協定」採択
2016年	パリ協定発効
2018年	気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)で2020年以降のパリ協定の本格運用に向けた「パリ協定実施指針」採択
2019年	気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)でパリ協定の市場メカニズムの実施指針について、合意に向けて前進

(3) 循環型社会の推進

**国際協調で自然と調和した持続的な低炭素社会に。
海洋プラスチックごみは 2050 年までに新たな汚染をゼロに。**

平成 28 (2016) 年 5 月に富山で開催された G7 環境大臣会合において、「富山物質循環フレームワーク」が合意されました。国際的に協調して資源効率性や 3 R¹に取り組み、廃棄物や資源の問題を解決するだけではなく、雇用を産み、競争力を高め、グリーン成長を実現し得る、自然と調和した持続的な低炭素社会を目指すというビジョンが示されました。

また、海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や景観への悪影響などさまざまな問題を引き起こしています。令和元 (2019) 年 6 月の G20 大阪サミットでは、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を首脳間で共有、関係閣僚会合でビジョン実現のための実施枠組を構築しました。

■循環型社会の国際的な動き

年	主な動き
2004 年	G8 シーアイランドサミットで日本が 3 R イニシアティブ ² を提案し、各国首脳が 3 R 行動計画に合意
2008 年	G8 北海道洞爺湖サミットで、神戸 3 R 行動計画 ³ を G8 首脳が支持
2009 年	アジア 3 R 推進フォーラム設立
2010 年	第 18 回国連持続可能な開発委員会会合で廃棄物管理をテーマの一つとして協議
2011 年	第 19 回国連持続可能な開発委員会会合で地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ ⁴ の設立に合意
2012 年	国連持続可能な開発会議で国連持続可能な開発委員会会合に代わる枠組みとして政治フォーラムを開催することを決定
2013 年	国連持続可能な開発委員会会合の最終会合を開催
2015 年	G7 エルマウサミットで「海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画」を策定
2016 年	G7 富山環境大臣会合でエルマウ・サミットにより合意された首脳宣言附属書の「海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画」およびその効率的な実施の重要性について再確認
2017 年	G7 ポローニャ環境大臣会合で「海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画」をさらに実施する決意を表明、プラスチックおよびマイクロプラスチックに対する懸念を改めて表明
	G20 ハンブルグサミットでこれまでの G7 による取り組みを基礎としつつ、発生抑制、持続可能な廃棄物管理の構築、教育活動・調査等の取り組みを盛り込んだイニシアチブ「海洋ごみに対する G20 行動計画」の立ち上げに合意
2019 年	G20 大阪サミットで、2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを旨とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を首脳間で共有

¹ 3 R : ごみを減らす (リデュース : Reduce)、繰り返し使う (リユース : Reuse)、資源化する (リサイクル : Recycle)、この 3 つ言葉の頭文字の R をとって、3 R (スリーアール) と呼ぶ。

² 3 R イニシアティブ : 3 R を通じて、地球規模での循環型社会の構築を目指すことを提唱したもの。

³ 神戸 3 R 行動計画 : 2008 年 5 月に神戸で開催された主要国首脳会議 (G8) 環境大臣会合で合意された、今後 G8 各国 (フランス、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、ロシア) が取り組む 3 R の行動計画。

⁴ 地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ : 世界の都市や自治体、民間企業、学術研究機関、国際機関などが協力して、地方自治体が抱える廃棄物管理の問題に取り組むための事業。

(4) 生物多様性⁵

生態系保全に関する20の個別目標（愛知目標） 達成に向けた努力が求められています。

平成22（2010）年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議⁶（COP10）では、「人々が生物多様性の価値と行動を認識する」という生物多様性の主流化を含む生態系保全に関する20の個別目標（愛知目標⁷）が設定されました。平成28（2016）年にメキシコの Cancun で行われた生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）においても、引き続き愛知目標達成に向けた努力が締約国に求められています。

また、平成30（2018）年にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された第14回締約国会議（COP14）では、「エネルギー・鉱業、インフラ分野、製造・加工業及び健康分野における生物多様性の主流化」をテーマに議論や経験の共有が行われ「シャルム・エル・シェイク宣言」が採択されました。

■生物多様性の国際的な動き

年	主な動き
1992年	生物多様性条約採択
1993年	生物多様性条約発効
2002年	生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）開催。「対話から行動へ」を主題に具体的な行動の基盤を築く
2010年	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催。愛知目標を採択
2012年	生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）開催。愛知目標の達成に向け、関係機関などとも協力しながら、取り組みを強化していくことで合意
2014年	生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）開催。戦略計画および愛知目標の中間評価、資源動員戦略、生物多様性と持続可能な開発、海洋・沿岸の生物多様性、条約の効率的な運用などの広範な分野について議論され、34の決定事項が採択
2016年	生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）開催。生物多様性の保全および持続可能な利用の主流化について閣僚間で議論や経験の共有が行われ、「Cancun宣言」が採択
2018年	生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）開催。「エネルギー・鉱業、インフラ分野、製造・加工業及び健康分野における生物多様性の主流化」をテーマに議論や経験の共有が行われ、「シャルム・エル・シェイク宣言」が採択

⁵ 生物多様性：生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの段階で多様性があるとしている。

⁶ 生物多様性条約締約国会議：生物多様性条約の締約国が集まる最高意思決定機関であり、2年に一度開催されている。

⁷ 愛知目標：生物多様性条約に基づいた、2011年からの新戦略計画で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施するという目標。

1-2. 国内の動き

SDGsの考え方を活用し、
環境・経済・社会の統合的向上の具現化を目指しています。

(1) 第五次環境基本計画

平成30(2018)年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現が掲げられました。

また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)が示されています。



【第五次環境基本計画 6つの重点戦略】

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

(2) 地球温暖化防止対策

平成27(2015)年11月に「気候変動の影響への適応計画」を、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。さらに、平成29(2017)年3月に中央環境審議会によって「長期低炭素ビジョン」が取りまとめられ、気候変動問題は累積の二酸化炭素排出量によって決定付けられるというカーボンバジェットの考え方や、2050年に温室効果ガス排出量80%削減を実現する社会の絵姿などが示されました。

また、平成30(2018)年には、事業運営に必要なエネルギーを100%、再生可能エネルギーで賄うことを目標とする国際的な枠組み「RE100プロジェクト(RE100project)」に環境省が公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして参画。令和2(2020)年には、政府が国内の温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにすることを宣言しました。

(3) 生物多様性国家戦略

東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目標として、平成 24 (2012) 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」など 5 つの基本戦略が設定されています。

■国内の動き（主なもの）

年	主な動き
2005 年	京都議定書発効 京都議定書目達計画閣議決定 環境省地方環境事務所の設置
2006 年	第三次環境基本計画閣議決定
2007 年	21 世紀環境立国戦略閣議決定 第三次生物多様性国家戦略閣議決定
2008 年	第 2 次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 改正京都議定書目達計画閣議決定 生物多様性基本法公布 低炭素社会づくり行動計画閣議決定
2009 年	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令公布
2010 年	生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 環境経済成長ビジョン～チャレンジ 25 を通じた経済成長～公表 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～閣議決定 エネルギー基本計画改定
2011 年	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立
2012 年	第四次環境基本計画閣議決定 生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定
2013 年	地球温暖化対策推進法の改正
2014 年	第 4 次エネルギー基本計画を閣議決定 空家等対策の推進に関する特別措置法公布
2015 年	気候変動の影響への適応計画を閣議決定
2016 年	地球温暖化対策推進法を改正および地球温暖化対策計画を策定
2018 年	第五次環境基本計画を策定 第 5 次エネルギー基本計画を閣議決定 RE100 に環境省が世界で初めてアンバサダーとして参画
2020 年	政府が国内の温室効果ガスの排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることを宣言 「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定

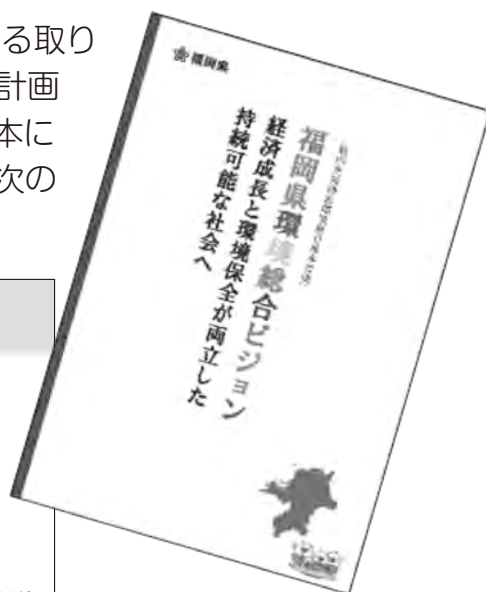
1-3. 福岡県の動き

環境総合ビジョンを策定し、7つの柱に沿って取り組みを展開
諸計画と整合させ、環境の将来像を具現化。

平成 29 (2017) 年 3 月、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示す、県の行政運営の指針として福岡県総合計画を策定しました。(計画期間：平成 29 (2017) 年度からの 5 年間)

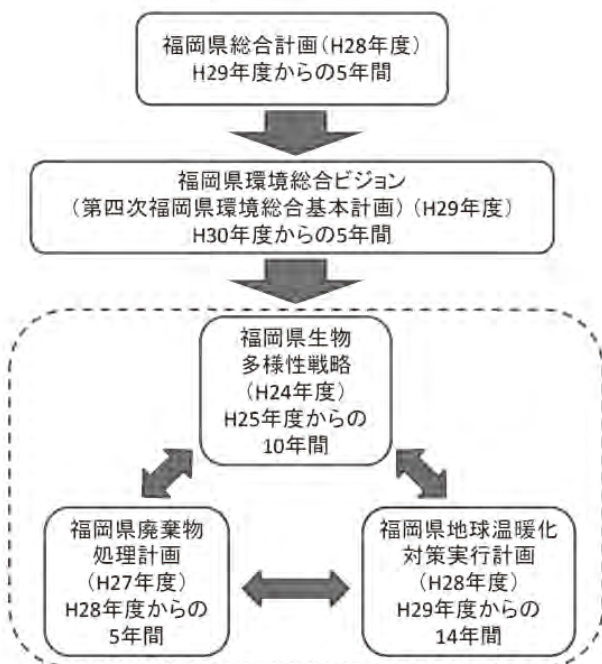
計画では、県民一人一人が幸福を実感できる福岡県、「県民幸福度日本一」の福岡県を目指しています。

また、平成 30 (2018) 年度から 5 年間の環境に関する取り組みの方向性を示した計画「第四次福岡県環境総合基本計画(福岡県環境総合ビジョン)」が策定され、この計画を基本に環境行政を総合的・計画的に推進しています。計画は、次の 7 つの柱に沿って取り組みが進められています。



【第四次福岡県環境総合基本計画 7つの柱】

- ① 低炭素社会の推進
- ② 循環型社会の推進
- ③ 自然共生社会の推進
- ④ 健康で快適に暮らせる生活環境の形成
- ⑤ 国際環境協力の推進
- ⑥ 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進
- ⑦ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり



第四次福岡県環境総合基本計画は、福岡県総合計画を踏まえるとともに、先行して策定されている福岡県生物多様性戦略や福岡県廃棄物処理計画、福岡県地球温暖化対策実行計画とも整合させて福岡県の環境の将来像を具体化するものとなっています。

■福岡県の動き（主なもの）

年	主な動き
1995年	第一次福岡県環境総合基本計画策定
2002年	福岡県廃棄物処理計画策定
2003年	第二次福岡県環境総合基本計画策定
2004年	福岡県地球温暖化防止活動推進センター活動開始 福岡県産業廃棄物税条例制定
2005年	福岡県産業廃棄物税条例施行
2006年	福岡県地球温暖化対策推進計画策定
2007年	福岡県廃棄物処理計画改訂
2009年	13保健福祉環境事務所を6保健福祉環境事務所に統合
2010年	福岡県土壌汚染対策指導要綱策定 福岡県省エネルギー推進会議を設立
2011年	福岡県レッドデータブック2011策定
2012年	福岡県廃棄物処理計画改訂
2013年	第三次福岡県環境総合基本計画策定
2014年	福岡県レッドデータブック2014策定
2016年	福岡県廃棄物処理計画改訂
2017年	福岡県地球温暖化対策実行計画策定
2018年	第四次福岡県環境総合基本計画策定

2

岡垣町の現状とこれまでの評価

2-1. 地勢

福岡市と北九州市のほぼ中間に位置し、北に海、南西に山、中央に川と田園を持つ町。

本町は、福岡県の北部で北九州市と福岡市の中間に位置しています。町域は東西に10.4km、南北に8.6kmで面積は48.64km²（4,864ha）となっています。

北部は響灘に面し、全長約12kmもの松林が続く三里松原が美しい海岸を形成していて、昭和31（1956）年、玄海国定公園に指定されました。

南西部の宗像市との境界には300～400m級の山々が連なっています。中央部には汐入川、東部には矢矧川が流れ、両河川の流域は農産物の産地になっています。

西部・中部・東部は平野で、田園と住宅地域が広がっています。

中心部には国道3号とJR鹿兒島本線が通り、北九州市と福岡市を結ぶ町の主要な交通網となっています。

■上空から見た岡垣町



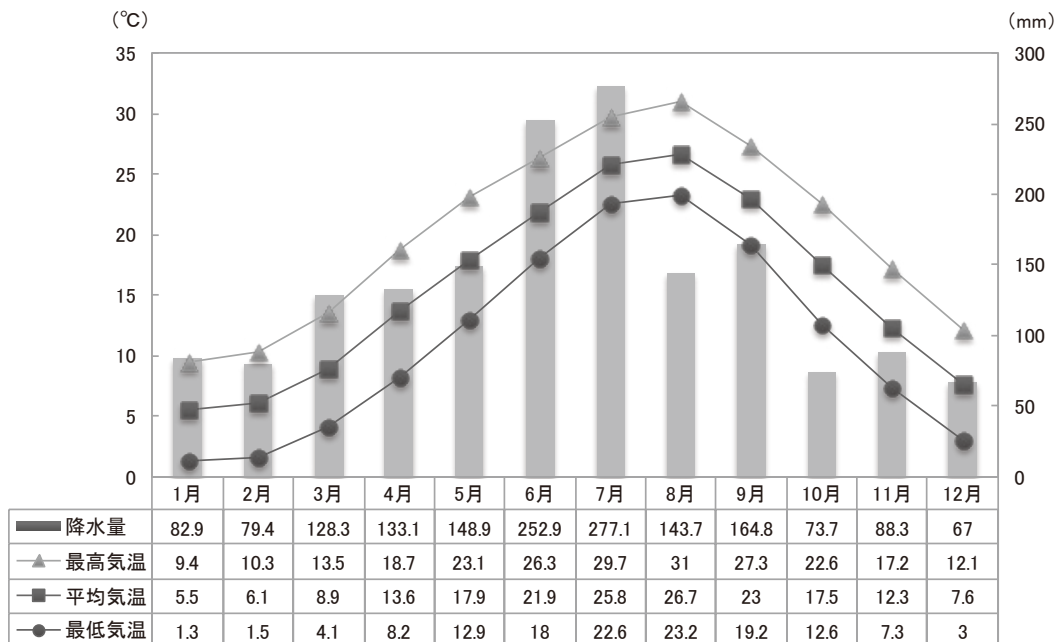
2-2. 自然

町の約半分が森林。
豊かな自然の中で多くの動植物が生息・生育しています。

(1) 気象

岡垣町に最も近い福岡管区气象台宗像観測所の気象データ（平年値）を見ると、年間の平均気温は 15.6℃、平均降水量は 1,640mm、平均風速は 2.2m/s、年間日照時間は 1,840 時間となっています。

■気温、降水量の月別平年値（福岡管区气象台宗像観測所の気象データ）



1981-2010年の30年間の観測値の平均をもとに算出

資料：気象統計情報、気象庁

(2) 植生や土地利用の状況

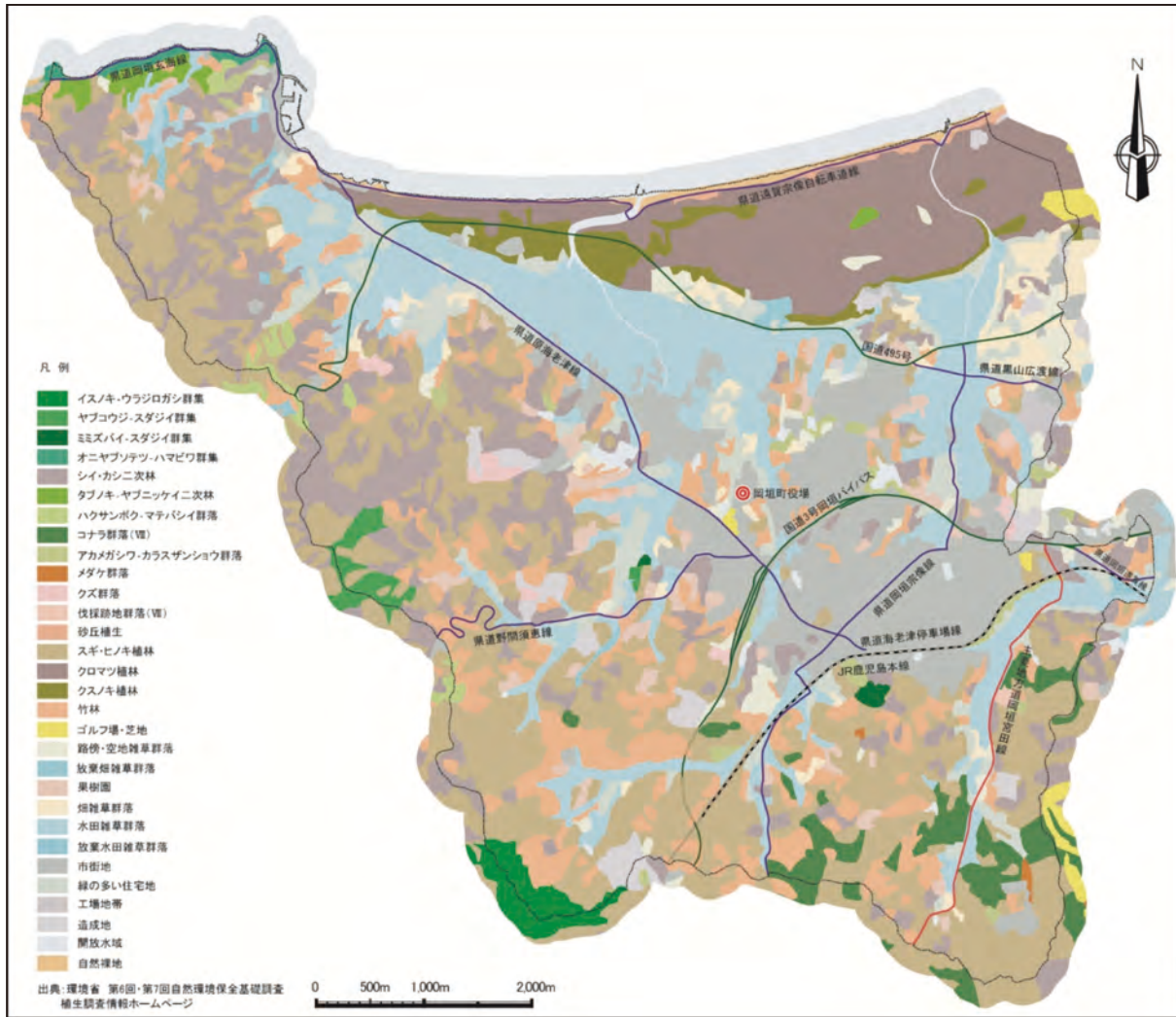
植生の状況を見ると、北部の海岸沿いには三里松原のクロマツ植林地があり、その南側に水田や市街地が広がっています。西部から南部はスギ・ヒノキ・サワラ植林地が広く分布し、シイ・カシ二次林⁸や竹林などがモザイク状⁹に分布しています。

令和元年の土地利用状況を見ると、山林が 2,450ha (50.3%) で最も多く、以下、その他の 1,100ha (22.6%)、農地の 774ha (15.9%)、宅地の 540ha (11.1%) の順となっています。平成 14 年以降、農地が減少し、宅地が増加しています。

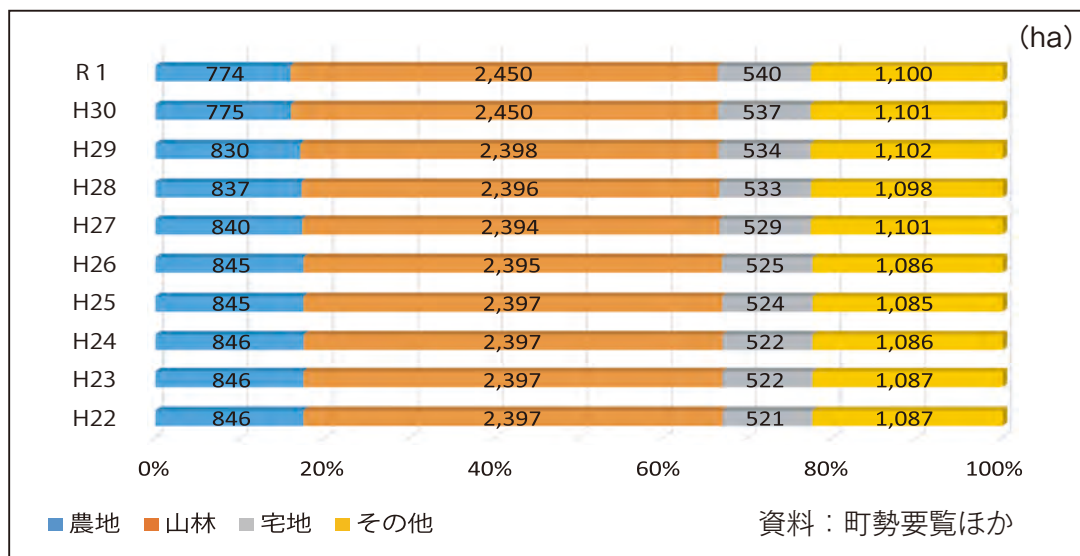
⁸ 二次林：その土地本来の森林が、自然災害や伐採などで失われ、その後に自然に再生した森林。

⁹ モザイク状：入り混じる様子のこと。

■植生図



■土地利用区分別面積の推移



(3) 植物

代表的な自然林には、孔大寺山山頂付近にスタジイ群落、城山山頂付近にウラジロガシ群落が挙げられます。また、汐入川河口付近にハマボウ¹⁰群落、孔大寺山から城山にかけてキンメイチク¹¹（金明竹）が分布しています。さらに、高倉神社ではクス（樟）・スギ（綾杉）、大原神社ではイチヨウなどの巨樹巨木を見ることができます。

■ハマボウ



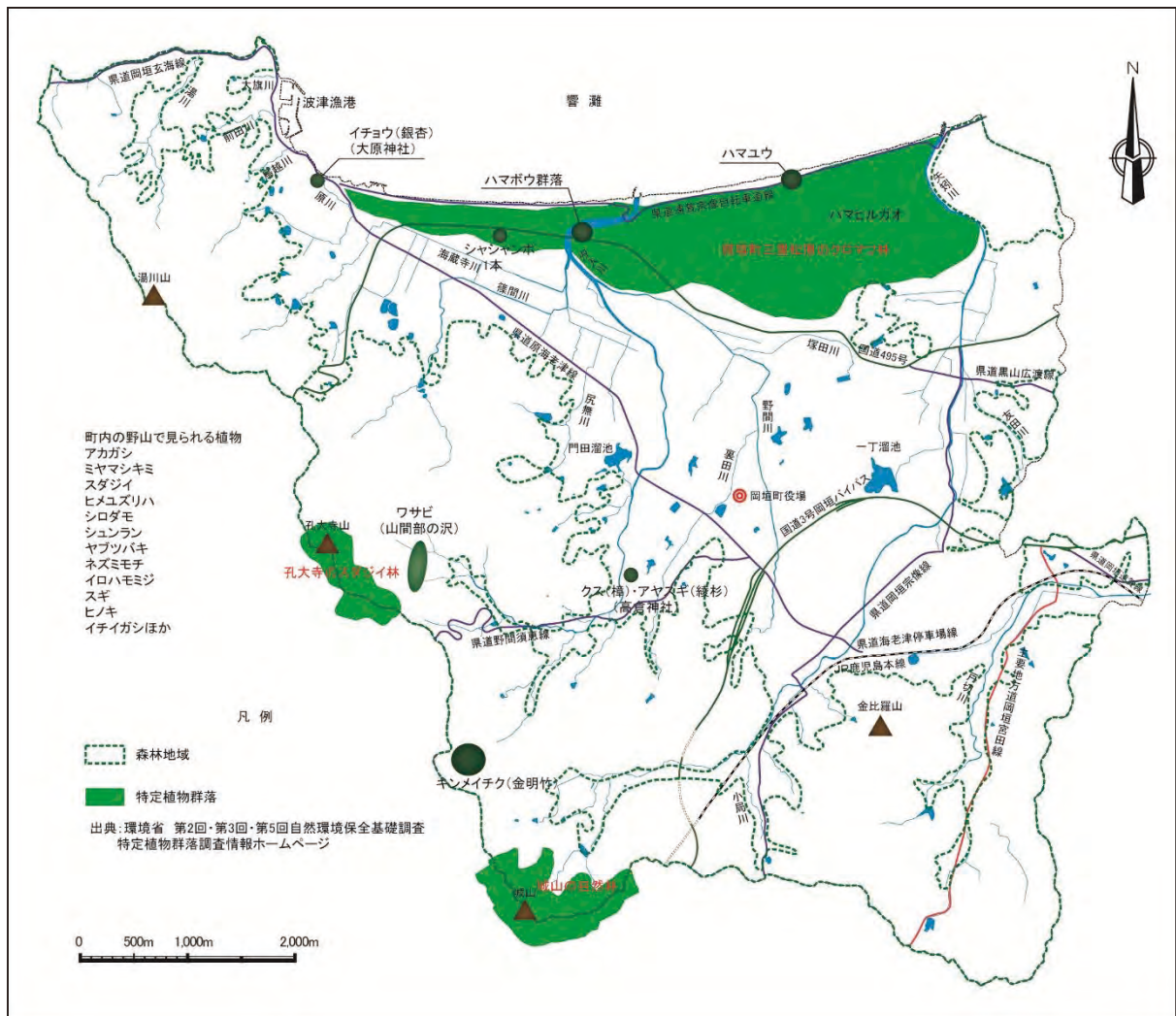
■キンメイチク



■大原神社のイチヨウ



■町内の植物



¹⁰ ハマボウ：河口や海岸の砂泥地に生育するアオイ科の落葉低木。7～8月に5～10cmの淡黄色で基部は暗赤色の美しい花をつける。絶滅危惧種。

¹¹ キンメイチク：縦に黄色の線が入った竹。国内の群生地は岡垣町を含め数カ所程度。

(4) 動物

代表的な種は、三里松原海岸に産卵のためにやってくるアカウミガメ¹²、町内の水辺で見ることのできるカワセミ¹³、ホタルなどが挙げられます。これらのほかにも、孔大寺山系や三里松原の山林、河川やため池などの水辺、田園環境、海岸が織り成す豊かな自然によって育まれた、多種多様な動物が生息しています。

■ウミガメ



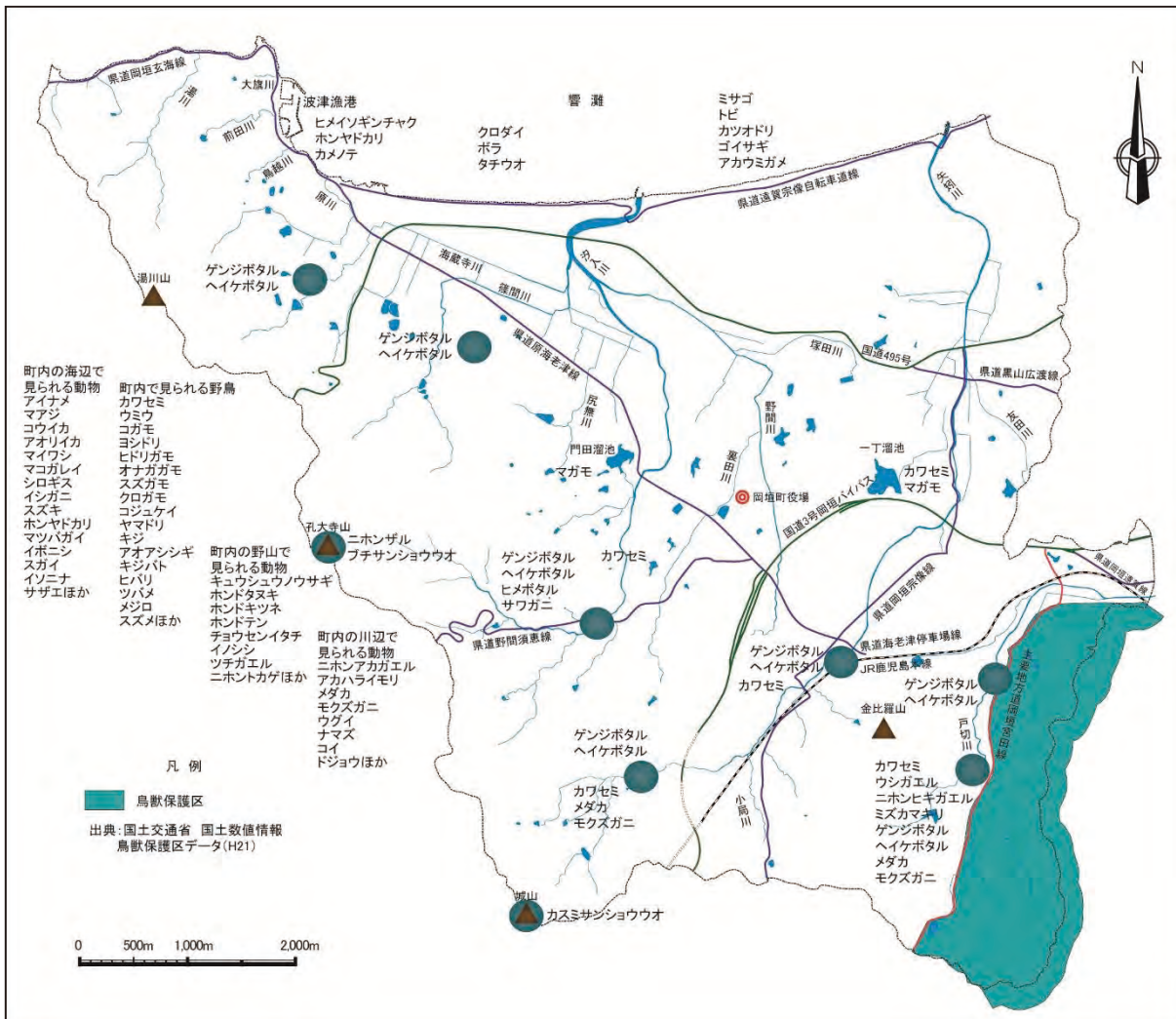
■ホタル



■カワセミ



■町内の動物



¹² アカウミガメ：カメ目ウミガメ科の甲長70～100cmのカメ。5月～7月が産卵期で、一度に100～150個ほどのピンポン球に似た卵を産む。絶滅危惧種。岡垣町のキャッチフレーズは「海がめもかえる町」。

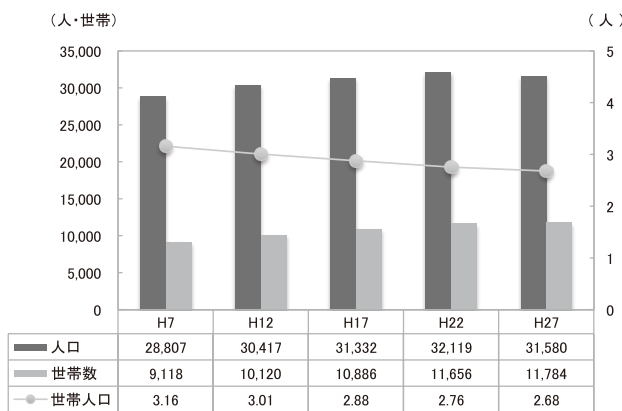
¹³ カワセミ：ブッポウソウ目カワセミ科カワセミ属に分類される鳥の一種。水辺に生息する小鳥で、鮮やかな水色の体色と長くちばしが特徴。町の鳥。

2-3. 人口など

約3万2,000人・1万2,000世帯。
核家族化や高齢化の進行が見られます。

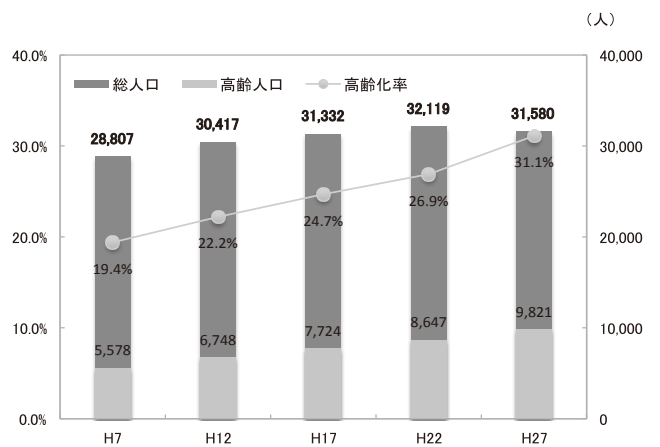
平成27（2015）年の国勢調査結果によると、本町の総人口は3万1,580人、世帯数は1万1,784世帯です。人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、世帯人口は減少傾向となっていることから、核家族化や高齢化の進行が見られます。

■人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

■高齢化人口の推移



資料：国勢調査

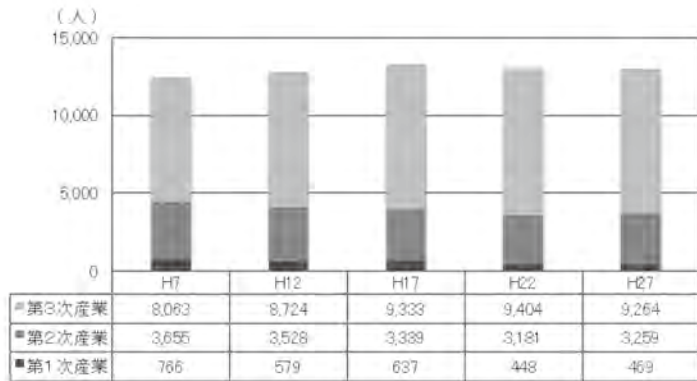
2-4. 産業

第三次産業が7割で最も多い。
産業のバランスはほぼ横ばい傾向。

(1) 産業構造

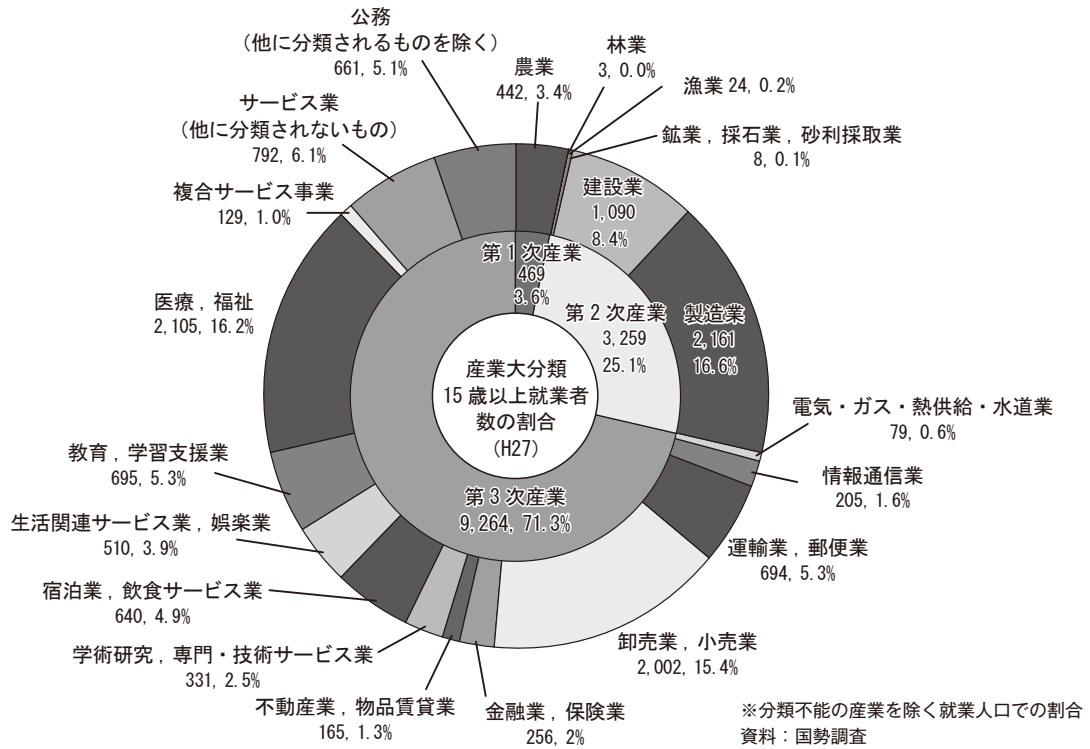
国勢調査によると、平成27年（2015）年の就業者数は産業全体で1万2,992人となっており、このうち第三次産業が約7割を占めています。平成7（1995）年以降、第一次産業・第二次産業ともに減少傾向にありますが、第三次産業は増加傾向となっています。業種別の従業者数では、製造業が16.6%で最も高く、次いで医療・福祉、卸売業・小売業の順となっています。

■産業別就業者人口の推移

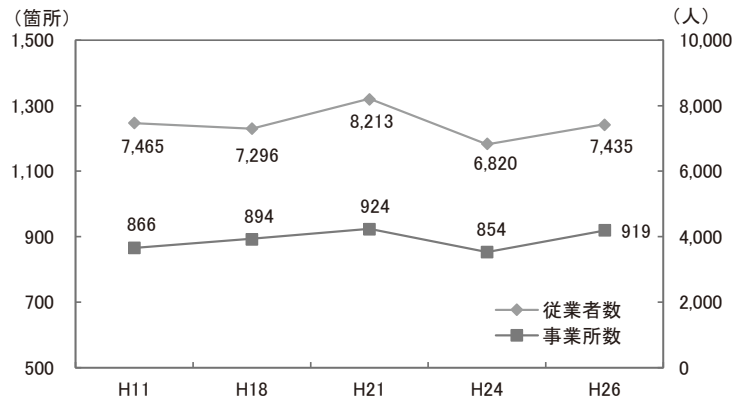


※分類不能の産業を除く
資料：国勢調査

■産業大分類別就業者数の構成



■事業所数と従業者の推移



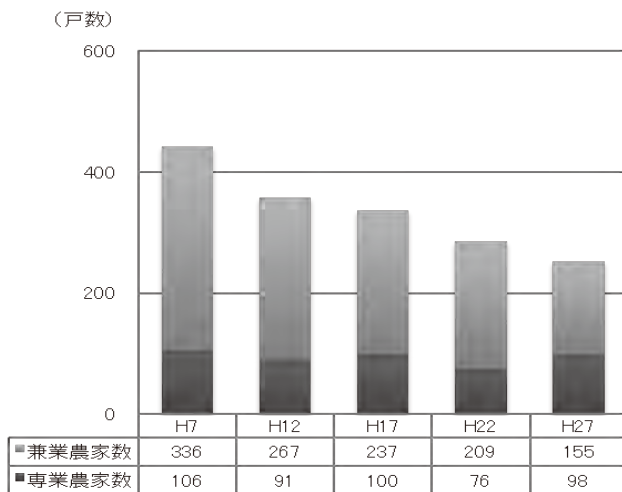
資料：経済センサスほか

(2) 農業

本町の農家数の推移を見ると、兼業農家数は年々減少傾向にあります。また、耕地面積の推移を見ると、田・畑ともに減少傾向にあります。

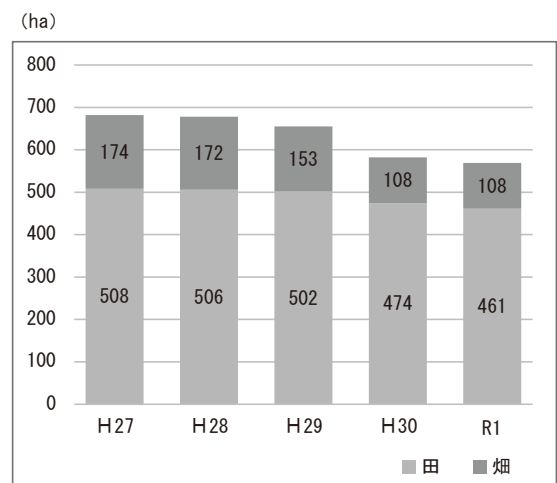
生産額は増加傾向にあり、平成30(2018)年の生産額は、野菜が4.5億円(40.5%)と最も多く、以下、米の3.2億円(28.8%)、果実の2.4億円(21.6%)、花きの0.6億円(5.4%)、その他の0.4億円(3.6%)の順となっています。

■農家戸数の推移



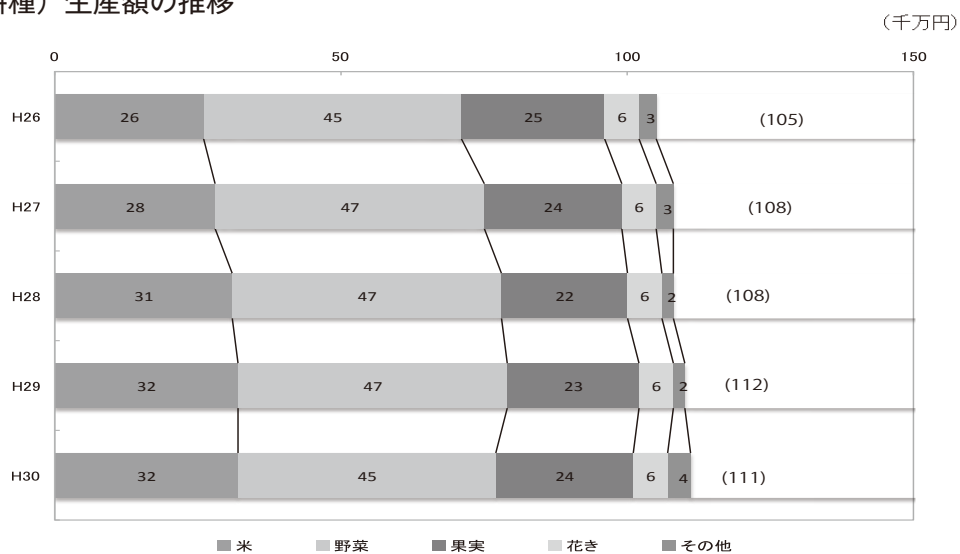
資料：～H17年福岡県統計情報、H22・27年農林業センサス

■耕地面積



資料：作物統計調査

■農業（耕種）生産額の推移

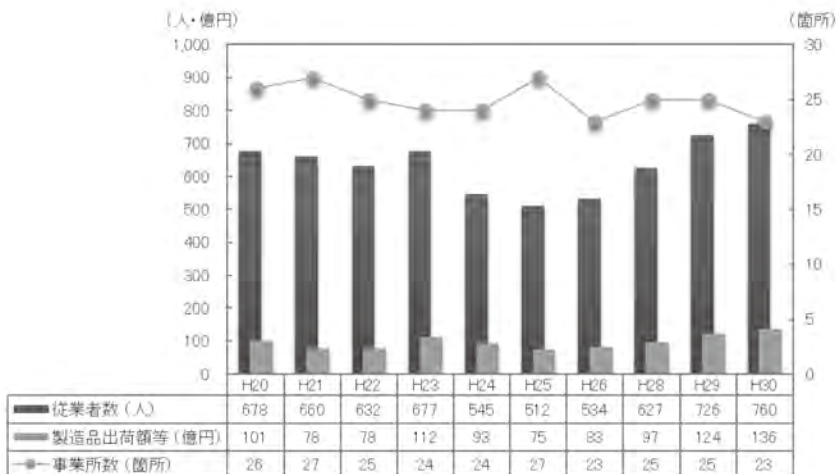


資料：農林水産省市町村別農業産出額（推計）
※()内は合計額

(3) 製造業

平成30年(2018)の事業所数は23事業所で、平成20(2008)年以降ほぼ横ばいで推移しています。従業員数、製造品出荷額は平成25(2013)年以降増加傾向にあります。

■製造業従業者数、製造品出荷額、事業所数の推移

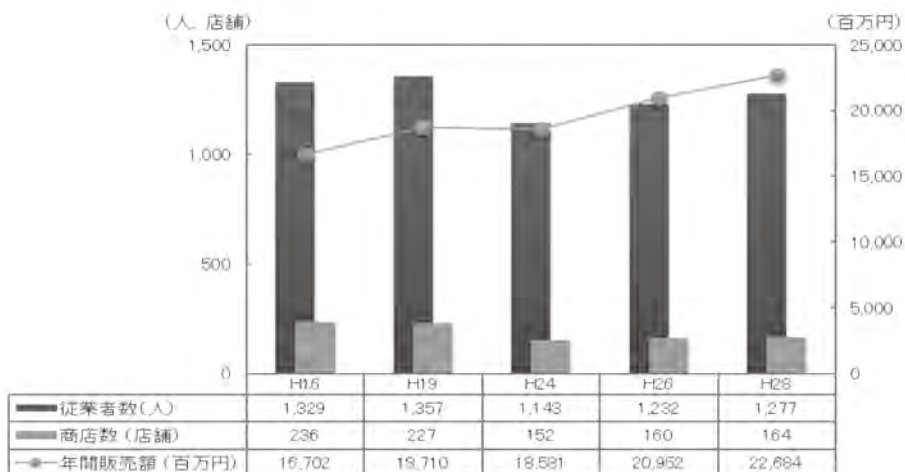


資料：福岡県統計情報

(4) 商業

平成28(2016)年の店舗数は164店舗で、平成24(2012)年以降ほぼ横ばいで推移しています。従業者数は平成24年に減少したあと増加傾向、年間販売額も増加傾向となっています。

■商業従業者数、店舗数、年間販売額の推移



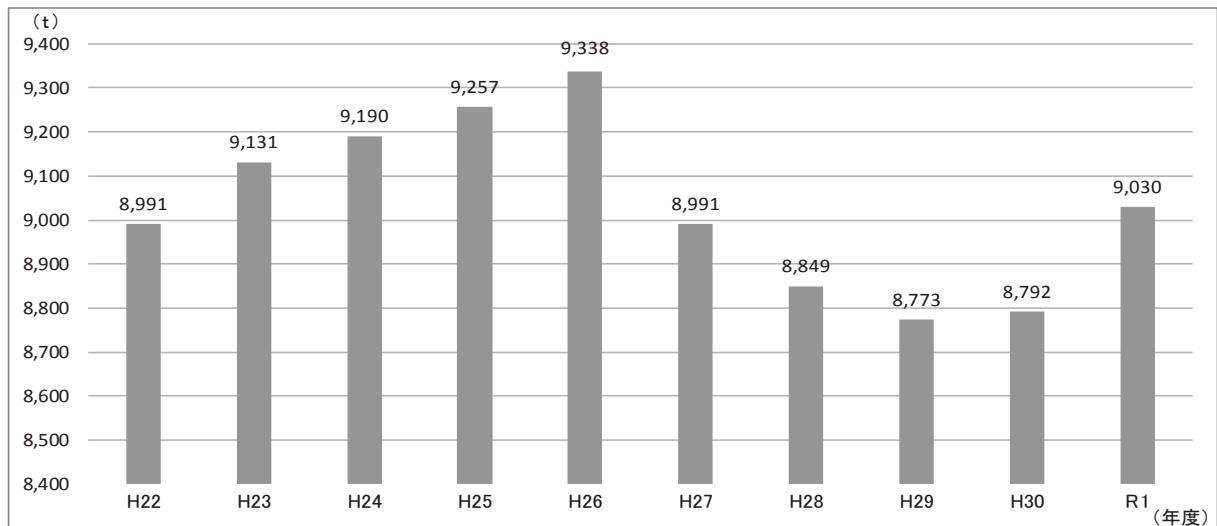
資料：福岡県統計情報

2-5. ごみ処理とリサイクルの状況

リサイクル率・1人1日当たりのごみの排出量ともに
全国・県の値よりも良好です。

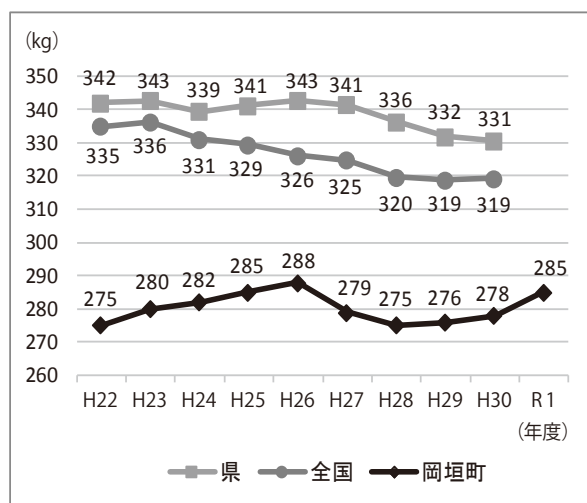
岡垣町から排出される一般廃棄物の処理業務は、遠賀郡4町と中間市で構成される遠賀・中間地域広域行政事務組合が担っています。排出量の推移を見ると、令和元（2019）年度は9,030tで、住民1人あたりに換算すると285kgとなっています。リサイクル率は全国や福岡県の値を上回って推移していますが、平成26（2014）年度以降は減少傾向となっており、平成30（2018）年度の数值は21.1%となっています。

■ごみ排出量の推移



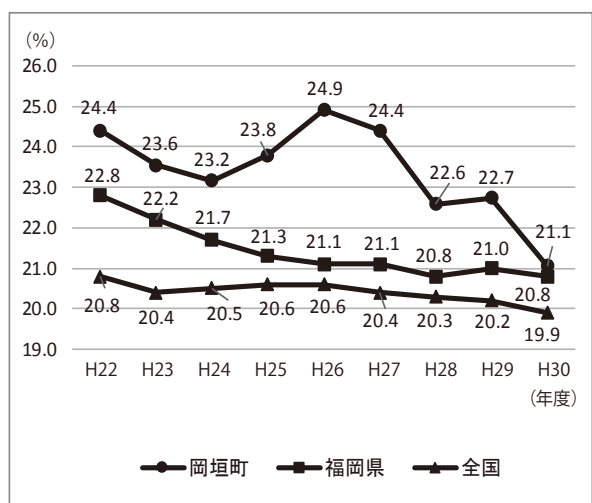
資料：遠賀・中間地域広域行政事務組合

■ごみ排出量の推移（1人当たり）



資料：遠賀・中間地域広域行政事務組合・一般廃棄物処理実態調査
※令和元(2019)年度の全国・県の数值はビジョン策定時において未公表

■リサイクル率の推移



資料：一般廃棄物処理実態調査

2-6. 二酸化炭素排出量

年間14万9,000トン。
10年前と比べると9,000トン減少。

平成29(2017)年度の本町の二酸化炭素排出量は14万9,000トンで、10年前の平成19(2007)年度に比べて5.5%減少しています。

排出量の内訳を見ると、運輸部門が最も多く、次いで家庭部門、産業部門となっています。

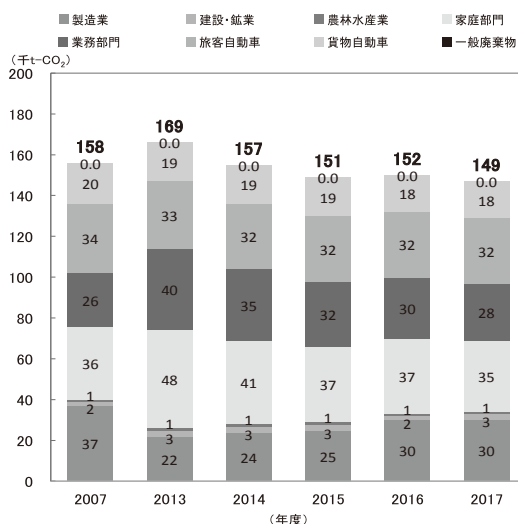
■二酸化炭素排出量の推移

単位:千t-CO₂

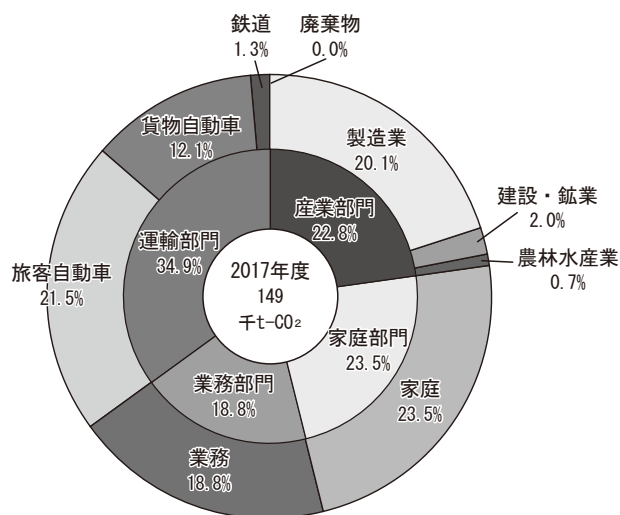
部門	区分	2007	2013	2014	2015	2016	2017		
							排出量	割合	2007
産業部門		40	26	28	29	33	34	22.8%	-15.0%
	製造業	37	22	24	25	30	30	20.1%	-18.9%
	建設・鉱業	2	3	3	3	2	3	2.0%	50.0%
	農林水産業	1	1	1	1	1	1	0.7%	0.0%
家庭部門		36	48	41	37	37	35	23.5%	-2.8%
業務部門		26	40	35	32	30	28	18.8%	7.7%
運輸部門		56	55	53	53	52	52	34.9%	-6.6%
	自動車(旅客)	34	33	32	32	32	32	21.5%	-5.9%
	自動車(貨物)	20	19	19	19	18	18	12.1%	-10.0%
	鉄道	2	3	2	2	2	2	1.3%	18.5%
廃棄物		0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	一般廃棄物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計		158	169	157	151	152	149	100.0%	-5.5%

資料：環境省部門別CO₂排出量の現状統計データ

■二酸化炭素排出量の推移



■二酸化炭素排出量の割合 (2017年度)



2-7. 環境団体などの活動状況

自治区や校区コミュニティのほか、各分野で環境保全の活動が展開されています。

■主な環境活動団体

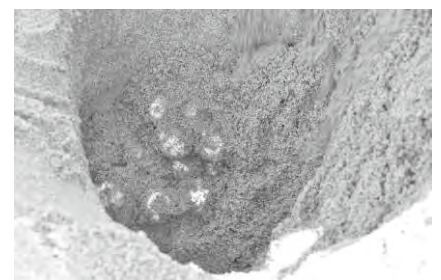
団体名	活動内容	活動場所
岡垣町環境衛生協議会	町の環境保全・公衆衛生の向上、住み良い町づくりを図る	町内全域
三里松原防風保安林保全対策協議会	三里松原の保全・保護	三里松原
芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会	芦屋町との海岸侵食・堆砂に関する対策協議	芦屋町～岡垣町の海岸
岡垣ウミガメ倶楽部	ウミガメの保護・生態調査	町内の海岸
矢矧川を清流に戻す会	矢矧川の保全・清掃活動	JR海老津駅周辺の矢矧川
岡垣緑のまちづくりの会	竹林伐採・整備、森林保全	町内の竹林繁茂場所
三里松原を愛し守る会	三里松原の保全	三里松原
岡垣生命環境農業協議会	三里松原・ハマボウの保全など	三里松原ほか
NPO 法人里山宮の森	須賀神社周辺の環境保全など	須賀神社周辺ほか
金明竹を守る会	金明竹の保全	上高倉区内

※自治区や校区コミュニティ、婦人会など、上記の団体のほかにも多数活動している団体があります。

■岡垣ウミガメ倶楽部によるアカウミガメの産卵確認調査



■アカウミガメの卵



2-8. 前環境ビジョンに示した取り組みの成果と課題

前ビジョンで掲げた取り組みの96%が実施済。
着実に行動し、成果を挙げています。

前ビジョンでは50の事業を掲げました。このうち令和2(2020)年度末時点で実施済が48事業で、全体の96%を占めます。



前環境ビジョンに掲げる事業の実施状況

【環境像】 水と緑を守り育て、人と自然がともに歩むまち	事業数	実施済	検討中	未着手
環境目標1. 豊かな自然環境を守り育てる				
I-①.三里松原と美しい海岸を維持します				
◆三里松原の保全・維持管理・整備事業の推進 ◆各種団体の保全活動の支援 ◆維持・保全の意識啓発の推進	7	7	0	0
I-②.森林の荒廃を防ぎ、豊かな緑を保全します				
◆森林保全の取組みの実施 ◆伐採した竹や樹木の循環利用の検討 ◆森林保全の意識啓発の推進 ◆人材育成の推進	6	5	1	0
I-③.多様な生き物が生育・生息する環境を保護します				
◆希少生物の保護活動支援 ◆生物保全の意識啓発の推進 ◆多様な生物の生育・生息のための環境保全の推進	5	5	0	0
I-④.自然を守る人材を育成し、活動を支援します				
◆人材育成、自然環境保全活動の拡大 ◆子どもたちへの学習機会の提供	3	3	0	0
I-⑤.自然とふれあう機会をつくります				
◆憩いの場づくりの推進 ◆自然とのふれあいを持つ機会の提供	2	2	0	0
環境目標2. 美しく快適な生活環境を守る				
II-①.おいしい水、節水をPRし、水の大切さへの理解を深めます				
◆おいしい水の情報提供と意識啓発の推進 ◆雨水の雑用水利用の検討	3	2	1	0
II-②.地下水などの水源を維持し、水質を保全します				
◆水道の水源井戸の定期的な維持管理の実施 ◆地下水の水質保全	2	2	0	0
II-③.環境に配慮し、生活排水を適正に処理します				
◆下水道の整備の推進 ◆小型合併処理浄化槽設置の促進	3	3	0	0
II-④.循環型社会づくりに向けて、ごみの減量化・再資源化を進めます				
◆ごみ減量・再資源化支援と意識啓発 ◆リユースの機会の提供 ◆地域の清掃活動支援 ◆資源物回収の環境整備	6	6	0	0
II-⑤.生活の環境悪化を防止します				
◆生活環境の悪化防止対策の実施 ◆環境悪化防止のための意識啓発の推進	2	2	0	0
II-⑥.緑のある美しい都市景観をつくります				
◆緑地の維持管理の推進 ◆都市景観づくりの意識啓発 ◆土地や建物の適切な管理の推進 ◆違法広告物の撤去	4	4	0	0
環境目標3. 地球環境に配慮した地域社会をつくる				
III-①.地球温暖化を抑制するため、省エネルギー化を推進します				
◆公共施設省エネルギー化 ◆公用車の低燃費車の導入促進 ◆自動車燃料の削減 ◆省エネルギー化の意識啓発	5	5	0	0
III-②.地球にやさしい再生可能エネルギーを有効活用します				
◆公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入の検討 ◆住民の再生可能エネルギー導入のための情報提供及び支援	2	2	0	0
合計事業数	50	48	2	0

2-9. 取り組みに対する住民の満足度と重要度

環境関連の満足度は高く推移。
今後重要と捉えているのは「水」「自然」「ごみ」関連。

令和元（2019）年度に実施した「岡垣町第6次総合計画策定 まちづくりに関する住民アンケート」によると、本町の住みやすさの理由の第1位に「自然が豊かだから」が挙がっています。また、現在のまちづくりの満足度上位10項目のうち5項目が環境に関する項目となっているほか、今後のまちづくりの重要度でも、上位10項目のうち4項目が環境に関する項目となっています。

岡垣町第6次総合計画策定 まちづくりに関する住民アンケート

●住みやすい理由（上位5項目）

	回答数	構成比
自然が豊かだから	496	81.4%
福岡市と北九州市の中間に位置し、大都市に比較的近いから	337	55.3%
サンリーアイ等の文化施設やスポーツ施設がよく整備されているから	221	36.3%
衛生面（下水道、ゴミ処理）が整っているから	219	36.0%
買い物するのに便利だから	156	25.6%

●現在の満足度（上位10項目）

順位	内容	満足度 (加重平均)
1	地下水源を守り安全でおいしい水の供給	0.95
2	下水道の整備や合併浄化槽の普及による環境衛生の充実	0.80
3	広報おかがきなど町の情報提供の充実	0.75
4	三里松原、波津海岸、湯川山など町の豊かな自然環境のよさ	0.72
5	まつり岡垣など町と住民が協力して行うイベントの充実	0.58
6	岡垣サンリーアイでの文化事業や文化講座など生涯学習の推進	0.50
7	生ごみの減量化の奨励や資源回収などリサイクルの推進	0.44
8	町職員の窓口での対応などの行政サービスの質の向上	0.38
9	環境学習や環境保全ボランティアの人材育成など自然環境を守る活動	0.34
10	健康相談や健康教室、食生活指導、運動教室、各種検診などの健康づくり対策	0.33

●今後の重要度（上位10項目）

順位	内容	重要度 (加重平均)
1	地下水源を守り安全でおいしい水の供給	1.64
2	河川氾濫や土砂災害などの自然災害を防ぐ環境整備	1.64
3	休日、夜間でも安心して医療を受けられる地域医療体制の充実	1.58
4	下水道の整備や合併浄化槽の普及による環境衛生の充実	1.54
5	道路の広さ、舗装の状況や橋りょうなどの安全性	1.44
6	防災施設の整備や自主防災組織の設立支援など災害時に備えた防災体制の充実	1.44
7	三里松原、波津海岸、湯川山など町の豊かな自然環境のよさ	1.40
8	町職員の窓口での対応などの行政サービスの質の向上	1.38
9	ごみの不法投棄防止パトロールなど環境公害対策	1.36
10	交通安全の普及啓発や道路・歩道交通安全施設の整備など交通安全対策	1.36

※網掛け部が環境に関する項目

環境関係団体アンケート

環境関係団体に実施したアンケートによると、これまでの取り組みで評価できる項目の上位として「三里松原と美しい海岸の維持」「地下水などの水源維持による水質保全」が挙げられました。一方、評価できない項目はなかったものの、あまり評価できない項目として「自然を守る人材の育成と活動支援」「地球にやさしい再生可能エネルギーの有効活用」が挙げられました。

自由意見（資料編参照）を見ると、今後の取り組みとして、ごみ関連（不法投棄防止やごみステーションの管理、減量化や資源物回収）、水資源のPR、外来生物への対策やペットの飼い方の周知徹底などの項目が多く挙がっています。

区分	行動方針	評価し た項目	やや評 価し ない	評価 できない	あまり評 価し ない	評価でき ない
自然環境	三里松原と美しい海岸の維持	9	5	2	2	0
	森林荒廃の防止と、豊かな緑の保全	2	9	5	2	0
	多様な生物の生育・生息する環境の保護	4	6	6	2	0
	自然を守る人材の育成と活動支援	3	6	6	3	0
	自然とふれあう機会の場づくり	3	4	10	1	0
生活環境	おいしい水と節水のPRによる水を大切にすることへの理解を深める	6	9	3	0	0
	地下水などの水源を維持による水質保全	7	7	4	0	0
	環境に配慮した生活排水の適正な処理	5	8	5	0	0
	循環型社会づくりに向けた、ごみの減量化・再資源化の推進	4	6	7	1	0
	生活環境の悪化防止	6	2	10	0	0
地球環境	緑のある美しい都市景観をつくる	6	3	7	2	0
	地球温暖化抑制のための省エネルギー化の推進	3	3	11	1	0
	地球にやさしい再生可能エネルギーの有効活用	3	2	10	3	0

2-10. 課題のまとめと今後の取り組みに向けて

町の魅力「自然」「水」、生活に密着した「ごみ問題」など国内外の動向を含め、積極的な取り組みが必要。

前ビジョンで掲げた取り組みは着実に進み、住民や事業者からも一定の評価を受けています。しかし、本町の住みやすさの最大の理由「自然」を守る取り組みや町の魅力である「おいしい水の保全」、生活をするうえで日常的に発生する「ごみ」は重要度が高くなっています。

また、海洋プラスチック問題や地球温暖化など、本町だけでなく国内、ひいては世界の視点も考慮し、積極的に進めていく必要があると考えます。

第2章

基本的事項

この章では、ビジョンのコンセプトや位置付け、対象範囲、計画期間を示します。

1 位置付けとコンセプト

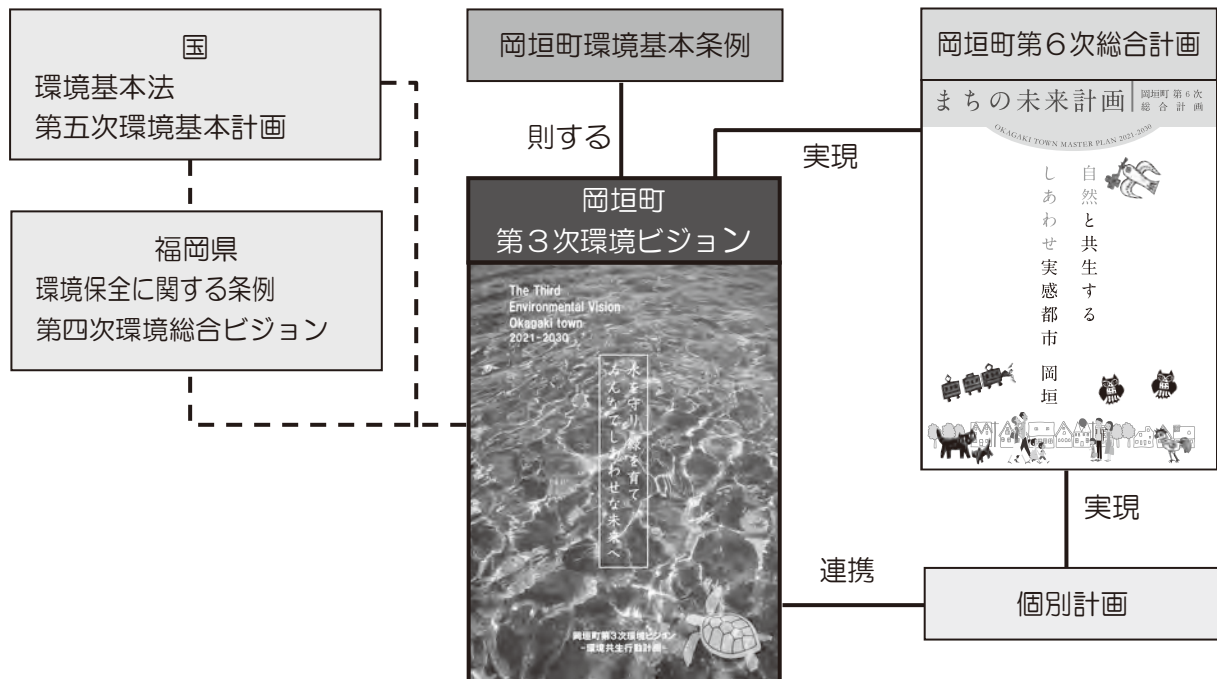
本ビジョンの位置付けは、岡垣町環境基本条例¹⁴第4条に基づく計画であり、国や福岡県の関係法・関係条例や関連計画を踏まえながら、岡垣町第6次総合計画を環境面から支援・実現する計画とし、町の諸計画の環境に関する取り組みを進めるときの指針になるものとします。

より良い環境づくりを進めていくためには、行政はもちろんのこと、住民（環境活動団体を含む）、事業者がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力する必要があります。そこで、本ビジョンのコンセプトを「町全体で実行性と実効性のある環境づくり」とします。

※実行性：実際に行うこと 実効性：実際に効果があること

■ビジョンのコンセプトと位置付け

町全体で実行性と実効性のある環境づくり



¹⁴ 岡垣町環境基本条例：町、事業者、住民が連携・協力して、良好な環境を保全していく社会を目指して、それぞれの責務などを定めた条例。

2 対象範囲

岡垣町全域とし、
自然環境、生活環境、地球環境とこれらを支える
環境保全の地域づくり・人づくりが対象です。

3 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間。
社会の状況に応じて見直していきます。

本ビジョンの計画期間は、岡垣町第6次総合計画の目標年度に合わせて、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、町の取組状況や住民のニーズ、国内外の状況に対応しながら見直していきます。

■計画の期間

	年度	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
岡垣町第3次 環境ビジョン	計画期間【令和3年度～令和12年度】										
		前期 【令和3～7年度】					後期 【令和8～12年度】				
岡垣町第6次 総合計画	計画期間【令和3年度～令和12年度】										

第3章

岡垣町が目指す環境像

この章では、本町が目指す環境像と環境目標、住民・事業者・行政がすべきことを示します。

1 環境像と環境像を実現するための環境目標

岡垣町第3次環境ビジョンの環境像と環境目標は、将来目指すべき環境の理想像として前環境ビジョンで掲げた環境像と環境目標の基本的な考え方を受け継ぎ、次のとおりとします。

1-1. 環境像



水

100年の歳月を経て壮大な山々と大地から生まれる天然の地下水。町は、おいしい水の基準値をほぼ満たすこの地下水を水道水として利用しています。私たちは、この貴重な水を未来に残すために、よりいっそう大切にしていかなければなりません。

緑

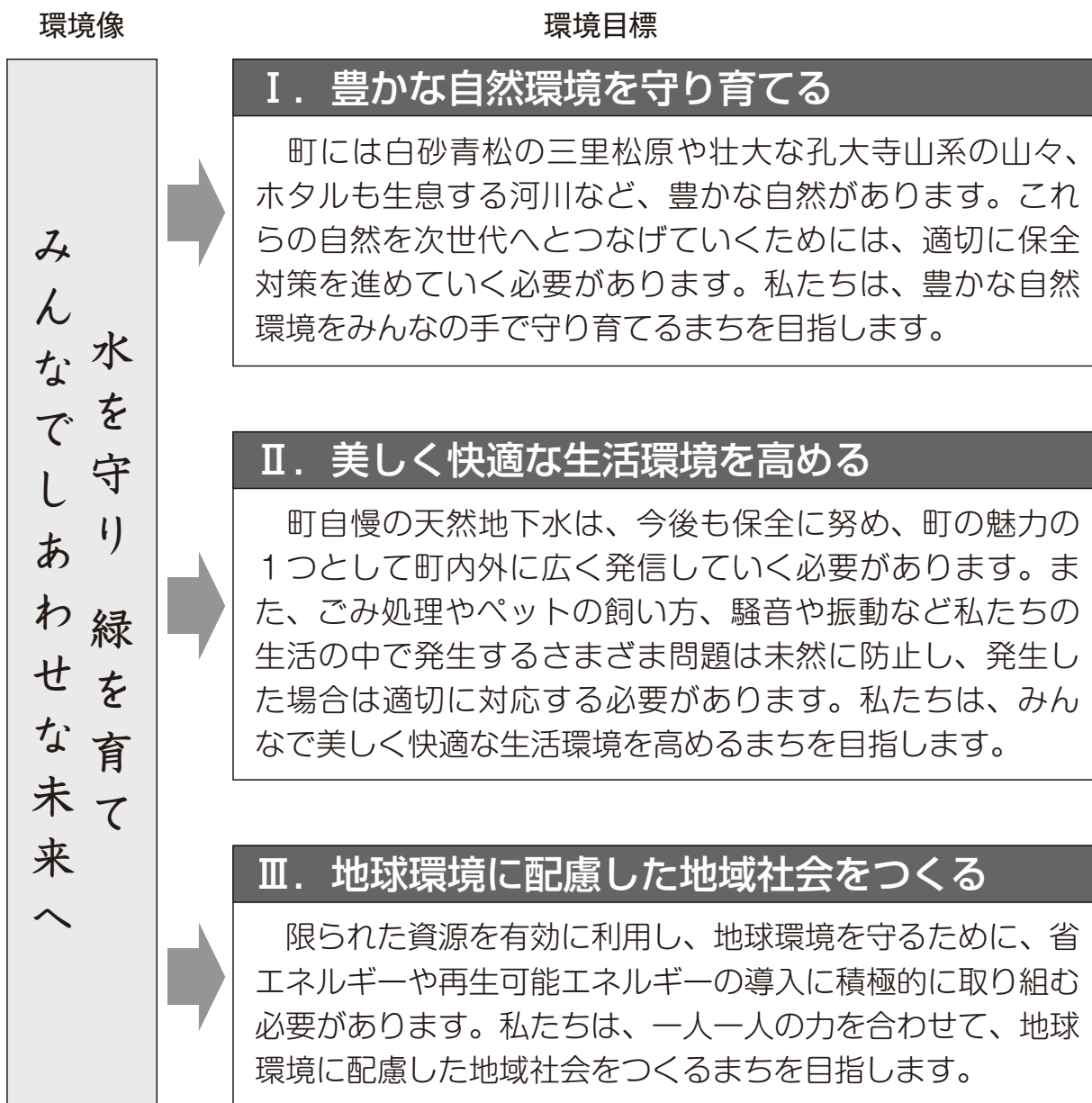
町のおよそ半分の面積を占める森林は、土壌侵食の防止や地下水の保全、大気汚染物質の浄化や二酸化炭素の吸収、酸素の供給、野生生物の生育・生息域の保全など、多くの機能を持っています。私たちはこの緑を保全・育成していかなければなりません。

みんな (人)

町の環境保全は、町に住むみんなの協力がなければ継続できません。私たちは、一人一人が学び協力し合って行動し、今あるしあわせの輪を高め、広げながら未来に引き継いでいかなければなりません。

1-2. 環境目標

環境像を実現するために、次の3つの環境目標を掲げます。



2 住民・事業者・行政がすべきこと

本ビジョンに掲げた取り組みを実現するためには、住民（環境活動団体を含む）、事業者、行政のそれぞれが協力し合って取り組む必要があります。

ここでは、本ビジョンの実現に向け、住民・事業者・行政のそれぞれに期待される役割を示します。

第3次環境ビジョン	【環境像】 水を守り 緑を育て みんなでしあわせな未来へ
	【環境目標】 I . 豊かな自然環境を守り育てる II . 美しく快適な生活環境を高める III . 地球環境に配慮した地域社会をつくる

実 現

住 民 (団体)

- ・ 日常生活の中で、環境保全のための行動に取り組みます。
- ・ 地域の環境を守る活動に積極的に参加します。
- ・ 行政が進める環境施策・事業に積極的に参加・協力します。
- ・ 環境活動団体は専門的な知識や技術を生かして良好な環境づくりに努めます。

事 業 者

- ・ 事業活動の中で、環境保全のための行動に取り組みます。
- ・ 地域の環境を守る活動に積極的に参加します。
- ・ 行政が進める環境施策・事業に積極的に参加・協力します。

連携・協力

行 政

- ・ 環境関連施策・事業を総合的かつ計画的に進めます。
- ・ 事業での環境負荷の低減、環境保全に率先して取り組みます。
- ・ 環境づくりに向けた住民や事業者の取り組みを支援し、積極的に参加します。
- ・ 子どもたちに環境に関する学習の場を提供します。

第4章

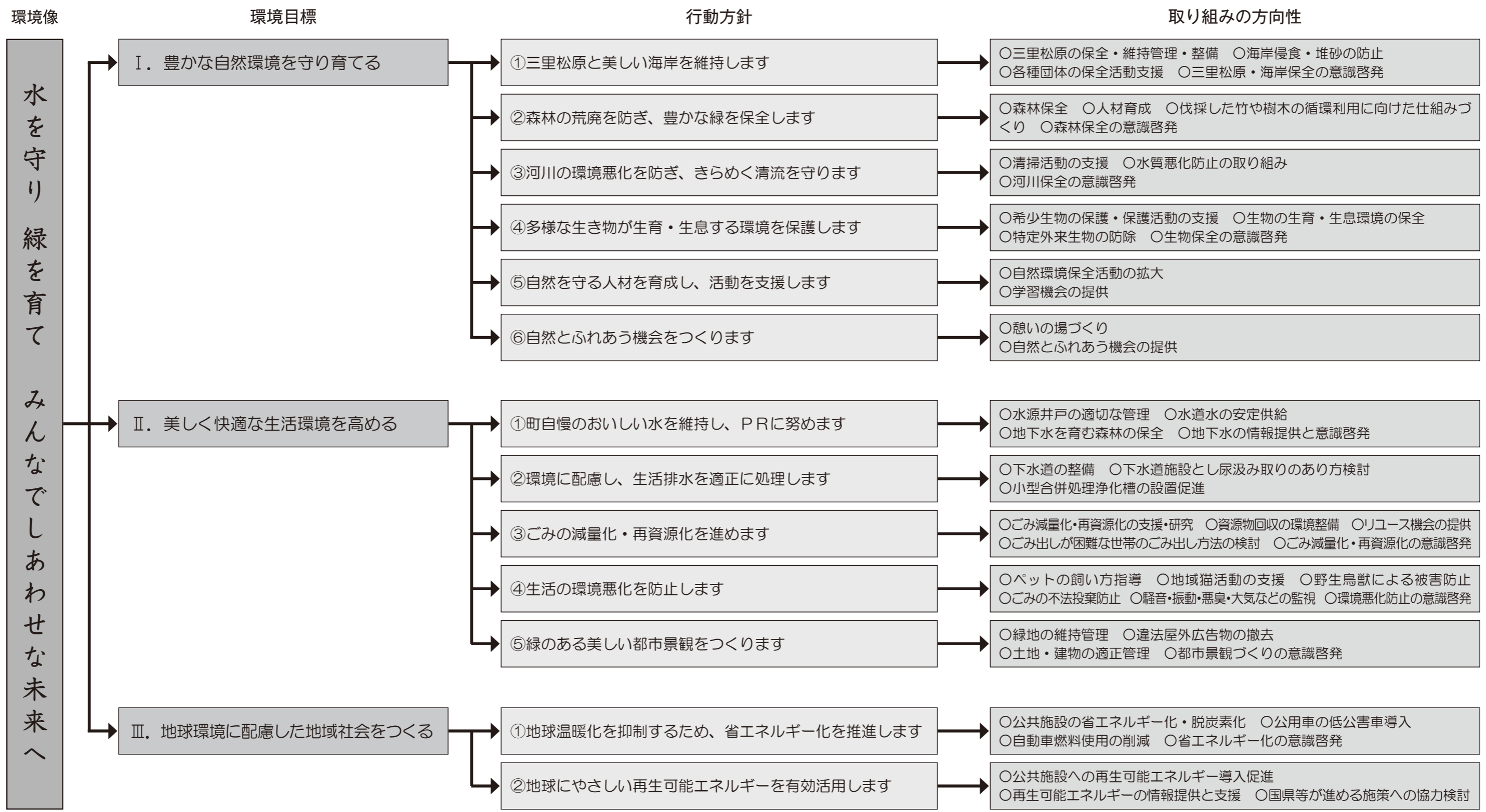
目標を達成するための取り組み

この章では、3つの環境目標を達成するための行動方針と個別の取り組みを示します。



■各ページに、本ビジョンの取り組みと関連するSDGsの目標（ゴール）を整理し記載しています。SDGsとの関係性の詳細は6章（68p）をご覧ください。

1 環境目標達成のための行動方針と個別の取り組み



2 環境目標 I : 豊かな自然環境を守り育てる

I - ① . 三里松原と美しい海岸を維持します

取り組みの概要

三里松原と美しい海岸を維持するために、
保全・再生活動や清掃活動に取り組みます。

○三里松原の保全・維持管理・整備

○海岸侵食・堆砂の防止

○各種団体の保全活動支援

○三里松原・海岸保全の意識啓発

現状と課題

三里松原海岸は、白い砂浜と緑の松林が続く「白砂青松」の海岸として、住民から愛されるかけがえのない財産です。三里松原や湯川の海岸沿いは玄海国定公園に指定されていて、美しい景観をつくりだしています。また、新松原海岸に広がる砂浜には絶滅危惧種のアカウミガメが産卵に訪れています。一方、松くい虫による松枯れ、海岸侵食、不法投棄や漂着ごみ、マイクロプラスチック等による環境破壊などが発生しています。美しい自然を守っていくためには、住民と行政が連携・協力した取り組みが必要となっています。

■三里松原



[SDGsとの関係性]



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
資源として有効利用できるよう、三里松原の保全・維持管理・整備事業などを進めます。	落ちた松葉の除去活動を実施します。	産業振興課	実施	継続
	土地の管理者である国や県に、維持管理・整備を要望していきます。	産業振興課 住民環境課	実施	継続
海岸侵食と堆砂の防止に努めます。	芦屋町や芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会と連携し、土地の管理者である県に対策を求めます。	住民環境課	実施	継続
各種団体の保全活動を支援します。	三里松原防風保安林保全対策協議会の活動を支援し、三里松原保全に向けた対策などを講じます。	産業振興課	実施	継続
	芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の活動を支援し、海岸侵食・堆砂の防止に努めます。	住民環境課	実施	継続
	ラブアース実行委員会（岡垣町環境衛生協議会）等の活動を支援し、砂浜の美化・保全に努めます。	住民環境課	実施	継続
維持・保全の意識啓発を進めます。	広報おかがき、町公式ホームページで情報を発信します。また講演会などを催し、意識啓発に努めます。	産業振興課 住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

●三里松原と海岸の豊かな自然を守る意識を持ち、三里松原の保全・再生のための活動や海岸清掃活動に積極的に参加します。

■松原内の落ちた松葉を除去する「松葉かき」 ■海岸清掃「ラブアース・クリーンアップ」



I - ②. 森林の荒廃を防ぎ、豊かな緑を保全します

取り組みの概要

豊かな緑を保全するために、間伐、竹の伐採、植樹活動に
取り組み、森林保全の人材育成を進めます。

●森林保全

●人材育成

●伐採した竹や樹木の循環利用に向けた仕組みづくり

●森林保全の意識啓発

現状と課題

町の面積の約50%を美しい緑が占めています。町の森林は、自然景観だけでなく、豊かな水を育む機能や風水害から私たちを守る災害防止機能、地球温暖化につながる温室効果ガスの一つの二酸化炭素を吸収して酸素を供給する機能など、大切な資源でもあります。しかし、放置竹林の拡大など森林の荒廃が進み、森林の持つさまざまな機能が失われつつあります。

現在、ボランティアが中心となって里山再生の取り組みが進められています。今後もこれらの活動を進め、森林保全を住民と行政が一体になって取り組むことが必要となっています。

■孔大寺山系の山々



[SDGsとの関係性]



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
森林保全に向けた取り組みを実施します。	地域・ボランティア団体の間伐・伐採活動を支援します。	産業振興課 住民環境課	実施	継続
	竹以外の樹木を植え、竹の侵入を防ぐ取り組みを支援します。	産業振興課 住民環境課	実施	継続
	荒廃した森林を再生する取り組みを進めます。	産業振興課 住民環境課	実施	継続
人材育成を進めます。	森林を保全するリーダー養成講座を催します。	産業振興課 住民環境課	実施	継続
伐採した竹や樹木の循環的な利用を進める仕組みづくりを検討します。	関係者と協議しながら、伐採した竹や樹木の再資源化に向けた仕組みづくりの検討を進めます。	産業振興課 住民環境課	検討	実施
森林保全の意識啓発を進めます。	森林保全の意識啓発を進めます。	産業振興課 住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

- 森林の保全・再生に関する活動に参加します。
- 所有している山林を適切に管理します。

■ 環境保全リーダー養成講座



■ ボランティアの竹林伐採活動



I - ③. 河川の環境悪化を防ぎ、きらめく清流を守ります

取り組みの概要

町内を流れる河川を保全するため、環境美化と水質悪化防止に努めます。

● 清掃活動の支援

● 水質悪化防止の取り組み

● 河川保全の意識啓発

現状と課題

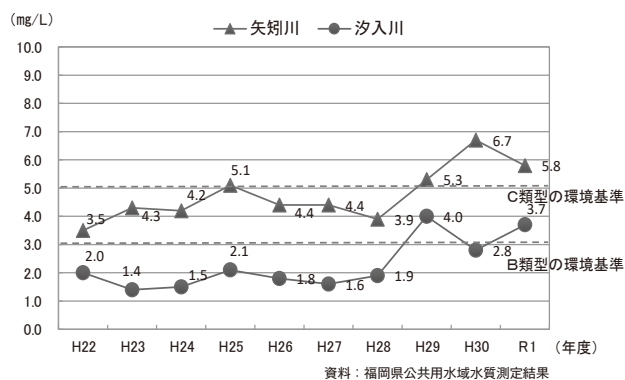
町内に流れる2つの河川、矢矧川と汐入川。ホタルやカワセミなどが生息する場所として、また私たちの生活に密着した川として、親しまれています。

一方、雑草が生い茂りごみの不法投棄が多く発生していることや、生活排水の放流など、さまざまな要因による水質の悪化が懸念されています。

汐入川が環境基準¹⁵B類型¹⁶、矢矧川が環境基準C類型に指定されていて、BOD¹⁷（生物化学的酸素要求量）の値を見ると、近年はどちらの河川も基準値を超える状況となっています。

海や山と同様、身近な河川も町全体で保全していくことが必要です。

■ 矢矧川・汐入川の水質（BOD 日間平均値）



■ 汐入川



¹⁵ 環境基準：大気、水、土壌、騒音について、人の健康の保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準として定めたもの。

¹⁶ 類型：水質環境基準のうち、生活環境項目の基準は河川・湖沼・海域の各水域別に類型化され、それぞれ基準値を設定。河川のBODを例にとると、B類型では3mg/l以下、C類型では5mg/l以下が環境基準値。

¹⁷ BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

[SDGsとの関係性]



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
河川の美化活動を行う団体を支援します。	河川の清掃活動などを行う団体を支援します。	住民環境課	実施	継続
河川の水質悪化を防止します。	河川の管理者である県に対し、水質対策などを求めます。	住民環境課	実施	継続
	水質悪化につながる行事などの抑制に努めます。	住民環境課	実施	継続
	必要に応じて水質検査を実施し原因者に改善を求めます。	住民環境課	実施	継続
河川保全の意識啓発に努めます。	広報おかがきや町公式ホームページなどで、河川美化活動への参加などを呼び掛けます。	住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

● 穏やかな清流を守る意識を持ち、清掃活動など河川の美化活動に参加します。

■ 矢矧川の清掃活動



I - ④. 多様な生き物が生育・生息する環境を保護します

取り組みの概要

多様な生き物が生育・生息する環境を保護するために、希少生物の調査・保護活動や自然を守る意識の啓発を進めます。

●希少生物の保護・保護活動の支援

●生物の生育・生息環境の保全

●特定外来生物の防除

●生物保全の意識啓発

現状と課題

本町には豊かな自然の恵みを受け、多様な生物が生育・生息しています。福岡県内の希少生物をまとめた本「福岡県の希少野生生物（福岡県レッドデータブック）」によると、約50種の希少生物が生育・生息していることが分かります。また、町内を流れる河川などではホタルやカワセミなど、ため池ではカイツブリなどの生物を身近に見ることができます。

一方、海外を起源とする外来生物が本来の生態系、人の生命・生活・財産に被害を及ぼしている現状もあります。

今後も本来あるべき多様な生物が生育・生息できる環境を、町全体で保全していくことが必要となっています。

【これまでに町内で生育・生息が確認された希少生物】

植物：ハナカズラなど15種

植物群落：クロマツ群落など14群落

哺乳類：カヤネズミ、スミスネズミ

鳥類：アオバズクなど12種

両生類：ニホンアカガエル

爬虫類：アカウミガメ

淡水魚類：ドジョウ、メダカ

陸・淡水産貝類：タケノコカワニナなど8種



[SDGsとの関係性]



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
希少生物を保護し、保護活動を支援します。	アカウミガメの生息域を保全し、保護活動団体を支援します。	住民環境課	実施	継続
	ハマボウなど、希少生物の生育・生息域を保全し、保護活動団体を支援します。	住民環境課	実施	継続
多くの生物が生育・生息できるよう、環境保全に努めます。	ホテルなどの生息域を保全し、保護活動団体を支援します。	住民環境課	実施	継続
特定外来生物を防除します。	関係機関と連携し、必要に応じて特定外来生物の防除を行います。	住民環境課 産業振興課	実施	継続
生物保全の意識啓発を進めます。	広報おかがきや町公式ホームページ、町勢要覧などで、町に生育・生息する生物を紹介します。	住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

●豊かな自然を守る意識を持ち、希少種の保護活動などに参加します。また、特定外来生物を発見した場合、関係機関に連絡します。

■海にかえるアカウミガメの子ども



■ホテル



■特定外来生物の駆除パンフレット



I - ⑤. 自然を守る人材を育成し、活動を支援します

【SDGsとの関係性】



取り組みの概要

自然を守るボランティア団体や人材を育成し、次世代を担う子どもたちへの環境学習を進めます。

● 自然環境保全活動の拡大

● 学習機会の提供

現状と課題

本町では、ボランティア団体の自主的な環境保全活動が盛んです。この活動をより多くの人に伝え、活動の輪を広げることが必要です。

また、子どもたちが郷土を愛し、自然を大切にすることを育む学習環境を整備することが、豊かな自然を次の世代へと伝えていく活動につながります。

■ 生息する生物で河川の水質を調べる「自然体験学習」



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
人材育成を進め、自然環境保全活動を広げます。	提案公募型事業など、さまざまな町の事業を通して活動を支援し、取り組んでもらうことで人材を育成します。	全課	実施	継続
	講演会などを催し、多くの人々が学習できる機会を設けます。	全課	実施	継続
子どもたちに学習機会を提供します。	町内の小学生を対象に、自然とじかにふれあいながら自然や命の大切さを学ぶ自然体験学習を実施します。	住民環境課 教育総務課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

● 町の豊かな自然を愛し、大切にする意識を持ち、自然を守る活動へ積極的に参加します。

I - ⑥. 自然とふれあう機会をつくります

【SDGsとの関係性】



取り組みの概要

自然の豊かさを感じることができるよう、遊歩道や公園の整備・管理を進めます。

●憩いの場づくり

●自然とふれあう機会の提供

現状と課題

町内の海岸沿いや汐入川沿いには自転車道が整備されていて、自然の風景を眺めながらサイクリングを楽しむことができます。また、湯川山、孔大寺山、金刀毘羅山^{こんびろさん}などでは登山を楽しむことができます。

住民が自然とともに暮らす豊かさを感じるまちづくりを進めるため、森林や川などの自然とふれあえる憩いの場づくりやその整備が必要となっています。

■海辺のサイクリング（遠賀宗像自転車道）



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
憩いの場づくりを進めます。	日常的に自然とふれあうことができるよう、森林・公園・遊歩道など、憩いの場の管理を進めます。	都市建設課 産業振興課	実施	継続
自然とのふれあいを持つ機会を提供します。	登山やサイクリングイベント、植樹祭などさまざまな団体が行う事業の情報提供を行い、参加を促します。	都市建設課 産業振興課 住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

●町の豊かな自然に親しみ、自然を守り保全する活動に積極的に参加します。

3 環境目標Ⅱ：美しく快適な生活環境を高める

Ⅱ-①. 町自慢のおいしい水を維持し、PRに努めます

取り組みの概要

財産である地下水を守り、町の魅力としてPRします。

● 水源井戸の適切な管理

● 水道水の安定供給

● 地下水を育む森林の保全

● 地下水の情報提供と意識啓発

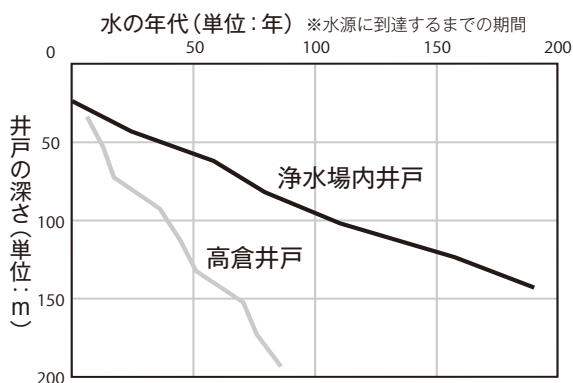
現状と課題

壮大な山々と大地に降り注いだ雨が100年の歳月を経てミネラル分を適度に含みながら水源にたどり着き生まれる、天然の地下水。町は、おいしい水の基準値をほぼ満たすこの地下水を水道水として利用しています。

この地下水を守り、未来に引き継いでいくためには、町内に6つある水源とこれらを取り巻く周辺環境を適正に保全していく必要があります。また、町の財産として、町の魅力として「おいしい水がある町、岡垣町」を広く発信していく必要があります。



■ 地下水の年代と井戸の深さ



■ 浄水場内井戸水成分表

項目	浄水場内井戸
おいしい水指標※1 ¹⁸	2.6
健康に良い水指標※2 ¹⁸	18mg/l
総硬度※3	141mg/l
マグネシウム硬度	87mg/l
カルシウム硬度	54mg/l

※1 2.0以上が良好

※2 5.2mg/l以上が良好

※3 世界保健機構の基準は120mg/l以上が硬水

¹⁸ おいしい水指標・健康に良い水指標：大阪大学橋本奨氏が発表した論文で定められた指標

【SDGsとの関係性】



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
水源井戸の定期的な維持管理を実施します。	水源井戸の定期的な点検などを行い、井戸の適切な管理を図ります。	上下水道課	実施	継続
地下水の情報提供と意識啓発を進めます。	原水の給水所を継続して運営し、多くの人に提供します。	産業振興課	実施	継続
	広報おかがき・町公式ホームページで発信するなど、意識啓発に努めます。	上下水道課 産業振興課	実施	継続
地下水を育む森林を保全します。	森林保全のため、「I-②.森林の荒廃を防ぎ、豊かな緑を保全します」の取り組みを進めます。	p40～41参照		
安全でおいしい水道水を安定的に供給します。	おいしい水道水を守るため、水道施設の計画的な更新を行います。	上下水道課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

- おいしい水の大切さを理解し、節水とPRに努めます。
- 水の保全に必要な不可欠な森林保全や環境美化の活動に参加します。

節水を心掛けよう

岡垣町では、蛇口をひねれば安全な水道水がいつでも安定して使えるように努力しています。しかし、水は「限りある大切な資源」です。

ご家庭での水道料金の節約にもつながりますので、ぜひ節水にご協力をお願いします。

- ① 小まめに蛇口を閉め、流しっ放しを防ぎましょう
- ② 洗濯や洗車などには風呂の残り水を再利用し、水を有効に使用しましょう
- ③ 小まめにメーターを見て水漏れがないかチェックしましょう

ここに挙げたのはほんの一部の例です。このほかにも各家庭で知恵を絞って、どうすれば節水できるかを考え、実践してみましょう。

Ⅱ - ②. 環境に配慮し、生活排水を適正に処理します

取り組みの概要

衛生面や自然への影響を考慮し、
下水道への接続や小型合併処理浄化槽の設置を進めます。

● 下水道の整備

● 下水道施設とし尿汲み取りのあり方検討

● 小型合併処理浄化槽の設置促進

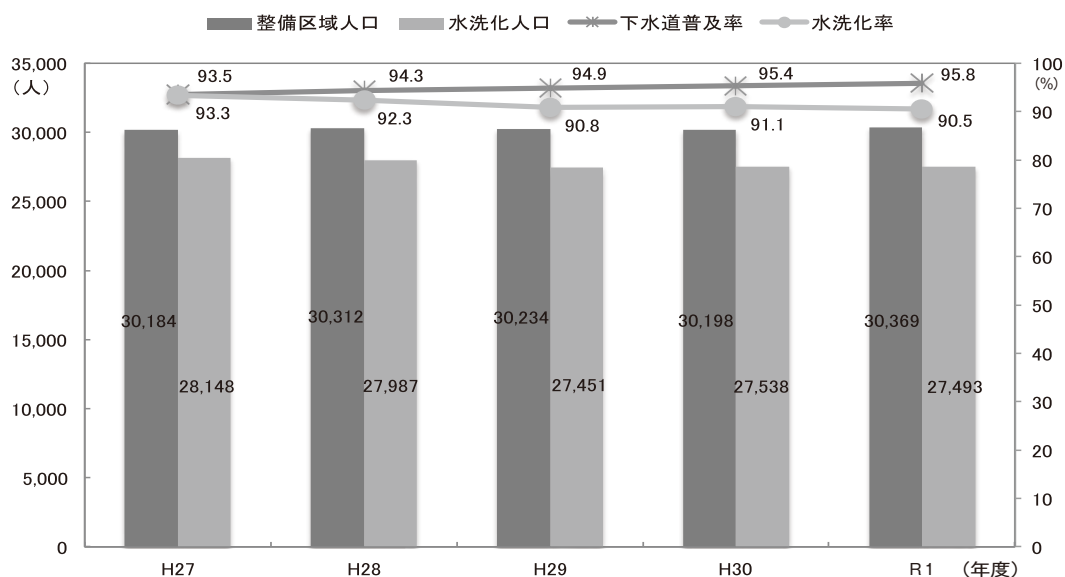
現状と課題

本町では、生活排水を適正に処理するために下水道への接続と小型合併処理浄化槽の設置を進めています。下水道の計画がある区域内の普及率は令和元(2019)年度時点で95.8%になっていますが、今後も将来人口の動向や財政状況を踏まえた事業の推進が必要となっています。

また、下水道の計画がない区域は小型合併処理浄化槽を設置することとしていますが、未設置の世帯もあることから、今後も設置の推進を図る必要があります。

なお、下水道施設とし尿汲み取りについては、施設の老朽化が進んでいるため、今後のあり方を抜本的に検討する必要があります。

■ 下水道整備と水洗化の状況



資料：上下水道課

[SDGsとの関係性]



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
下水道の整備を進めます。	地域の特性を生かした効率的な下水道事業を進めます。	上下水道課	実施	継続
	処理場などの計画的な環境整備と合理的な運営で維持管理に努めます。	上下水道課	実施	継続
下水道施設とし尿汲み取りのあり方を検討します。	今後の処理方法について、広域的な視点を含め検討し、方向性を見出します。	上下水道課 住民環境課	実施	継続
小型合併処理浄化槽の設置促進に努めます。	下水道の計画がない区域の世帯が小型合併処理浄化槽を設置するとき、補助金を交付します。	住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

- 下水道整備区域内では下水道に接続します。また、下水道整備区域外では小型合併処理浄化槽を設置し、適切に維持管理を行います。

■ 岡垣町浄化センター（下水道施設）



II - ③. ごみの減量化・再資源化を進めます

取り組みの概要

ごみの減量化・再資源化に向けた啓発や環境整備、研究に取り組み、3Rを推進していきます。

●ごみ減量化・再資源化の支援・研究

●資源物回収の環境整備

●リユース機会の提供

●ごみ出しが困難な世帯のごみ出し方法の検討

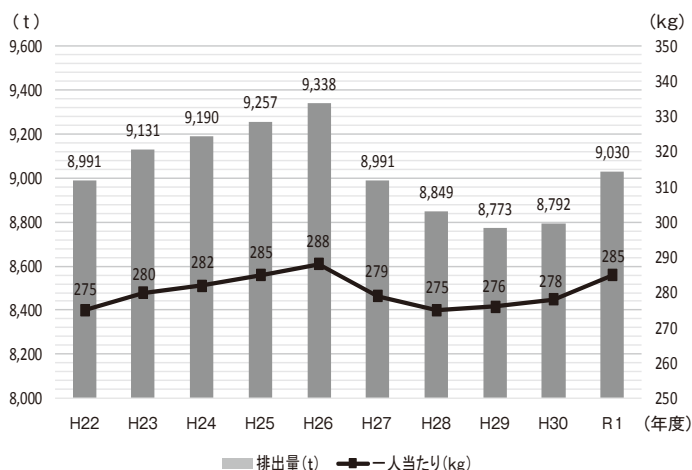
●ごみ減量化・再資源化の意識啓発

現状と課題

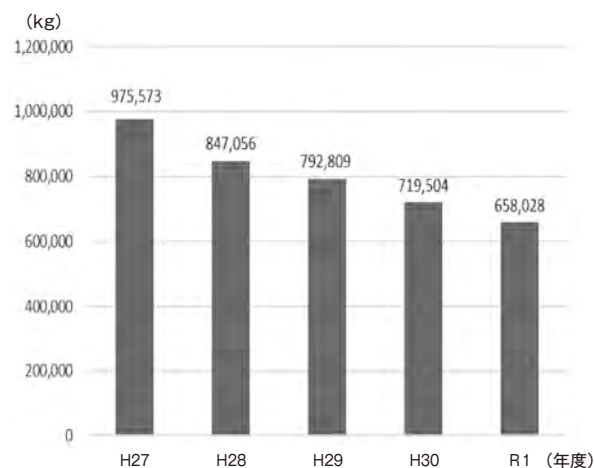
本町はこれまで、ごみの減量化・再資源化を進めるため、生ごみのたい肥化や地域の資源物回収などを支援してきました。ごみの量は、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までは減少傾向にありましたが、令和元(2019)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大等の影響で増加し、今後も増加傾向となることが心配されているため、引き続き減量化に向けた取り組みを継続していく必要があります。資源物回収は、回収量が年々減少傾向にあり、ごみとして排出されている可能性があるため、効率的かつ回収量が増える仕組みづくりが必要です。

また、高齢化や地域のつながりの希薄化などが進む中で、通常のごみ出しが困難な世帯が存在することから、これらの世帯に対する支援を検討していく必要があります。

■ごみ排出量と1人当たり排出量の推移



■資源物回収の回収量



資料：遠賀・中間地域広域行政事務組合

[SDGsとの関係性]



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
ごみの減量化と再資源化を支援し、新たな資源化に向けた研究に取り組めます。	減量化や資源物回収の活動を支援し、補助金を交付します。	住民環境課	実施	継続
	地域や企業と連携し、生ごみの減量化に向けた取り組みを行います。	住民環境課	実施	継続
資源物回収を利用しやすい環境整備に努めます。	資源物回収団体と連携し、より多くの人々が資源物回収を利用できる環境づくりを進めます。	住民環境課	検討・実施	継続
リユース（再利用）の機会を提供します。	フリーマーケットの開催を支援し、資源の再利用に努めます。	住民環境課	実施	継続
ごみ出しが困難な世帯のごみ出し方法を検討します。	ごみ出しが困難な高齢者世帯などに対するごみ出しのあり方を検討します。	住民環境課	実施	継続
ごみの減量化・再資源化の意識啓発を進めます。	広報おかがきや町公式ホームページで情報を発信、分別ガイドブックを作成し配布します。また、講演会などを催し、意識啓発に努めます。	住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

- 家庭や事業所から出るごみの減量化やリサイクルなどに取り組めます。
- ごみ出しが困難な世帯について、地域の助け合いによる支援に取り組めます。

■生ごみのたい肥化（ダンボールコンポスト） ■資源物回収活動



Ⅱ - ④. 生活の環境悪化を防止します

取り組みの概要

環境悪化を防ぐための取り組みを進めます。

● ペットの飼い方指導

● 地域猫活動の支援

● 野生鳥獣による被害防止

● ごみの不法投棄防止

● 騒音・振動・悪臭・大気などの監視

● 環境悪化防止の意識啓発

現状と課題

ペットや野生動物によるトラブルや生活騒音、ごみの不法投棄や野焼きなど、生活環境に悪影響を与える問題が絶えません。

ペットは、主に犬・猫のふんの放置や鳴き声が問題となっています。特に猫は屋外飼育や野良猫に由来する被害が多く見受けられます。また近年はサルやイノシシ、シカなどの野生鳥獣が住宅街に出没し、人に危害を加えかねない状況にあります。

また、空き缶などのポイ捨て、家庭ごみや産業廃棄物などの不法投棄、ごみの屋外焼却など、ごみの不適正な処理による問題が毎日のように発生しています。

このほかにも、家庭や事業所から発生する騒音や振動、悪臭のほか、光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）による大気の悪化などに起因する問題も起こっています。

どの問題も、配慮が不十分な人たちによって引き起こされるものです。これらを防止するため、引き続き対策を講じていく必要があります。

[SDGsとの関係性]



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
ペットの飼い方を指導します。	動物愛護の観点から、犬や猫などのペットの飼い方について、必要に応じて関係機関と連携し、指導します。	住民環境課	実施	継続
地域猫活動を支援します。	野良猫を地域で管理し、一代の生を全うさせる「地域猫活動」の取り組みを支援します。	住民環境課	実施	継続
野生鳥獣による被害を防止します。	サルやイノシシ、シカなどの野生鳥獣による被害の恐れがある場合、関係機関と連携し被害防止に努めます。	産業振興課	実施	継続
ごみの不法投棄を防止します。	パトロールの実施・啓発看板などを設置し、監視の目を光らせます。また、地域が行う清掃活動を支援します。	住民環境課	実施	継続
暮らしの中の公害を監視します。	騒音や振動、悪臭や大気汚染など、生活に身近な公害を関係機関と連携して監視し、防止に努めます。	住民環境課	実施	継続
環境悪化を防止するための意識啓発を進めます。	広報おかがきや町公式ホームページで情報を発信しモラル向上に努めます。	住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

- ペットは周囲に配慮した飼い方をします。
- ごみは適切に処理し、不法投棄や野焼きなどを地域ぐるみで監視します。
- 騒音・振動・悪臭・大気汚染などの公害防止に努めます。

Ⅱ - ⑤. 緑のある美しい都市景観をつくります

取り組みの概要

緑化や緑地の維持管理を進めます。また、景観を阻害する違法広告物や空き地などは、関係者に適切な管理を要請します。

● 緑地の維持管理

● 違法屋外広告物の撤去

● 土地・建物の適正管理

● 都市景観づくりの意識啓発

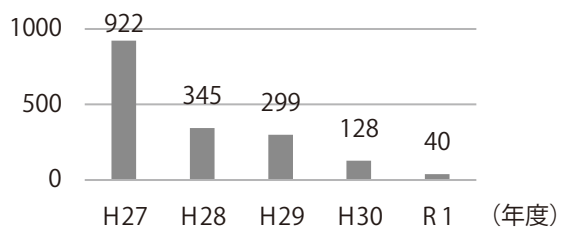
現状と課題

本町の田畑や山々、まちの緑は四季を通じて色とりどりの風景で住民や来町者の心を和ませてくれます。一方で、適正な手続きを踏まずに設置された屋外広告物が確認されています。これまでの取り組みで大きく減少しましたが、根絶には至っていない状況です。

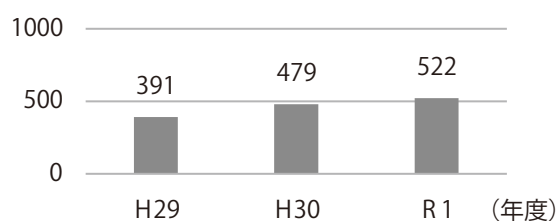
また、町内には管理が適正にされていない空き地や空き家が多くあり、景観はもちろんのこと、周辺住民の生活にも悪影響を及ぼしているものもあります。

現在の景観や生活環境を維持・保全していくため、景観を損なう屋外広告物の規制や空き地・空き家の適正管理について、取り組みを進めていく必要があります。

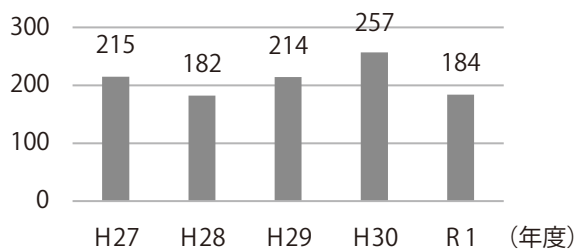
■ 屋外広告の撤去件数



■ 空き家の把握件数



■ 空き地の適正管理の指導件数



■ 適正に管理されていない空き家の例



【SDGsとの関係性】



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
緑地の維持管理を進めます。	公共施設や都市公園などの緑化を進めます。	都市建設課	実施	継続
違法な屋外広告物を撤去します。	違法な屋外広告物などを設置されないようにします。また、これらが設置された場合は撤去し、状況に応じて関係機関と連携した対応をします。	都市建設課	実施	継続
土地や建物の適切な管理を進めます。	維持管理が適切になされていない土地や建物などは、所有者に適切な管理を要請していきます。	住民環境課 都市建設課	実施	継続
都市景観づくりの意識啓発を進めます。	広報おかがきや町公式ホームページで情報を発信し、意識啓発に努めます。	住民環境課 都市建設課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

- 美しい都市景観づくりに向けて、行政とともに美化活動に取り組みます。
- 所有している土地・建物を適切に管理します。

■緑化されている岡垣サンリーアイのふれあい広場



4 環境目標Ⅲ：地球環境に配慮した地域社会をつくる

Ⅲ-① . 地球温暖化を抑制するため、省エネルギー化を推進します

取り組みの概要

町の事業や公共施設の省エネルギー化と脱炭素化に取り組み、住民や事業者の省エネルギー活動を支援します。

○公共施設の省エネルギー化・脱炭素化

○公用車の低公害車導入

○自動車燃料使用の削減

○省エネルギー化の意識啓発

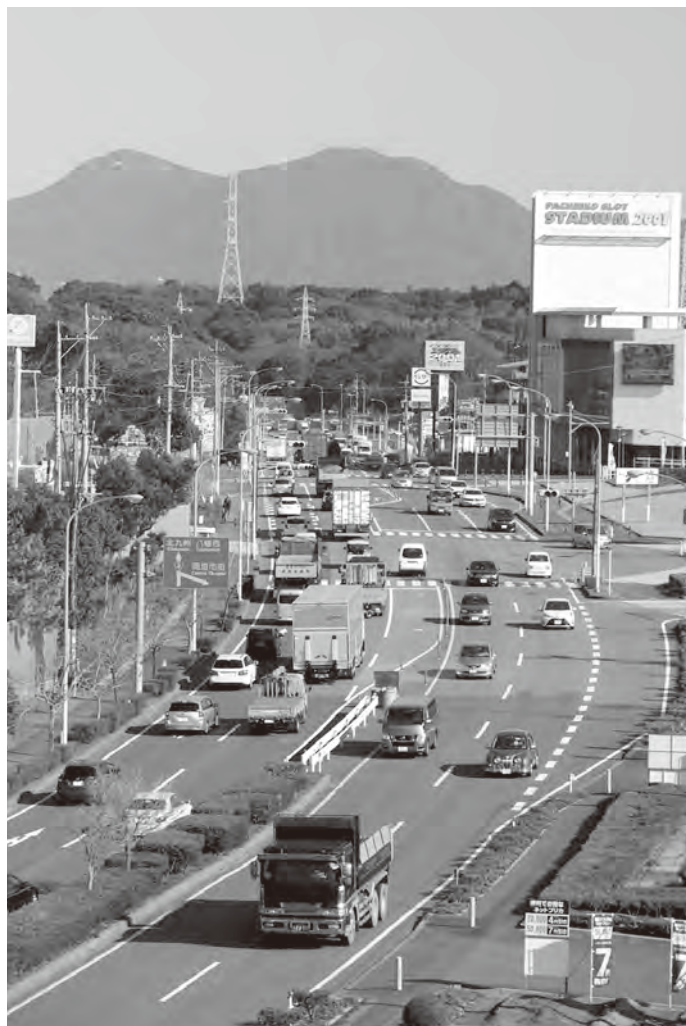
現状と課題

平成29(2017)年度の本町での生活や事業活動に伴う二酸化炭素排出量は14万9千t-CO₂です。

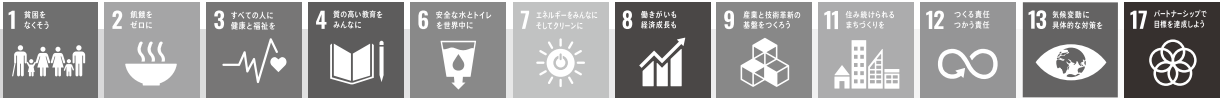
福岡県の令和12(2030)年の将来推計を見ると、平成2(1990)年と比較すると全体では1.1%の減少となりますが、家庭部門では3.5%、業務部門では7.9%の増加が見込まれています。

みんなで省エネルギーに取り組み、できるだけ二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

■家庭内から排出される二酸化炭素のうち、自動車からの排出量が約30%を占める



[SDGsとの関係性]



各主体の具体的な取り組み

【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
町の公共施設の省エネルギー化と脱炭素化を進めます。	照明のLED化など、公共施設の電気製品を消費電力の少ないものに取り換えます。	施設保有課	実施	継続
	環境マネジメントシステム ¹⁹ に基づき、毎月の電気使用量などを把握し、エネルギー削減に努めます。	施設保有課	実施	継続
	使用するエネルギーを再生可能エネルギーに転換していくための検討を行います。	施設保有課 住民環境課	実施	継続
公用車の低公害車の導入を進めます。	公用車の低公害車への買い替えを進めます。	公用車保有課	実施	継続
自動車の使用燃料の削減に努めます。	自家用車の利用を抑制する「ノーマイカー運動」、やさしい運転を心掛け実践する「エコドライブ運動」を促進します。	住民環境課	実施	継続
省エネルギー化の意識啓発を進めます。	広報おかがきや町公式ホームページで情報を発信します。また、毎月の電力量をグラフ化する環境家計簿を配布するほか、講演会などを催し、意識啓発に努めます。	住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

- 日常生活や事業活動における節電、燃料消費量の削減に取り組みます。
- 家庭や事業所における省エネルギー設備・機器の導入を進めます。

¹⁹ 環境マネジメントシステム：①環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して、④方針などを見直すという一連の手続き。

Ⅲ-②. 地球にやさしい再生可能エネルギーを有効活用します

取り組みの概要

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を進め、
住民・事業者の再生可能エネルギー設備の設置を促します。

● 公共施設への再生可能エネルギー導入促進

● 再生可能エネルギーの情報提供と支援

● 国県等が進める施策への協力検討

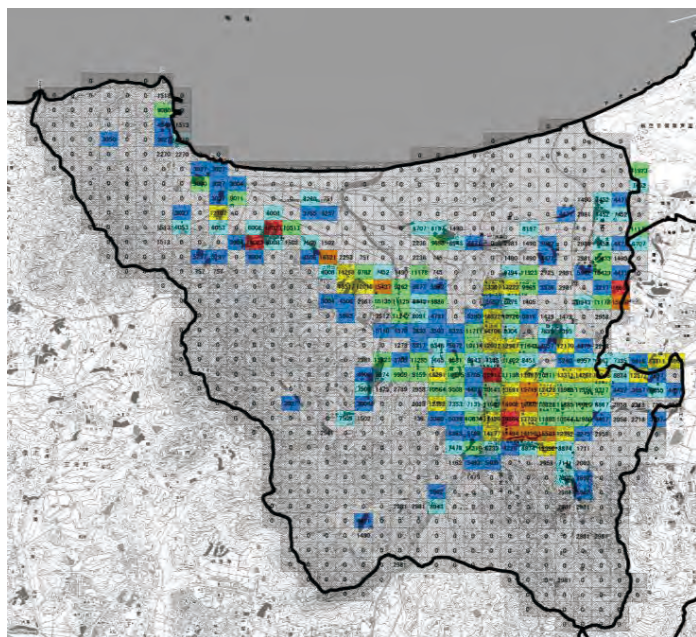
現状と課題

地球温暖化を防止するためには、省エネルギーとともに、二酸化炭素排出量の少ない太陽光、太陽熱、風力などを利用した再生可能エネルギーの効果的な導入が必要です。本町も家庭や事業所、公共施設への導入が図られていますが、主要電力としての再生可能エネルギーの活用までには至っていない状態です。

町内には太陽光発電や風力発電などの設備の設置に適している場所があり、引き続きこれらの有効活用の検討も必要です。

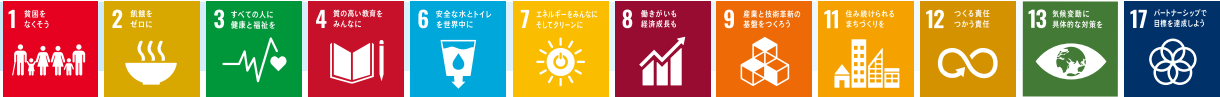
また、国や県では再生可能エネルギーに関連するさまざまな施策が講じられています。再生可能エネルギーの導入促進・エネルギーの転換に向け、今後、これらの施策への参画や協力について検討していく必要があります。

■ 1日当たりの太陽光利用可能量（250m四方）



※この図は、平均的な日射量、太陽光発電の発電効率、建築可能な建物の面積割合をもとに、250m四方の範囲の1日あたり発電量を示したものです。なお、既存建物の屋根に太陽光発電設備を設置することを想定しているため、建物がない場所は対象から除いています。

【SDGsとの関係性】



各主体の具体的な取り組み

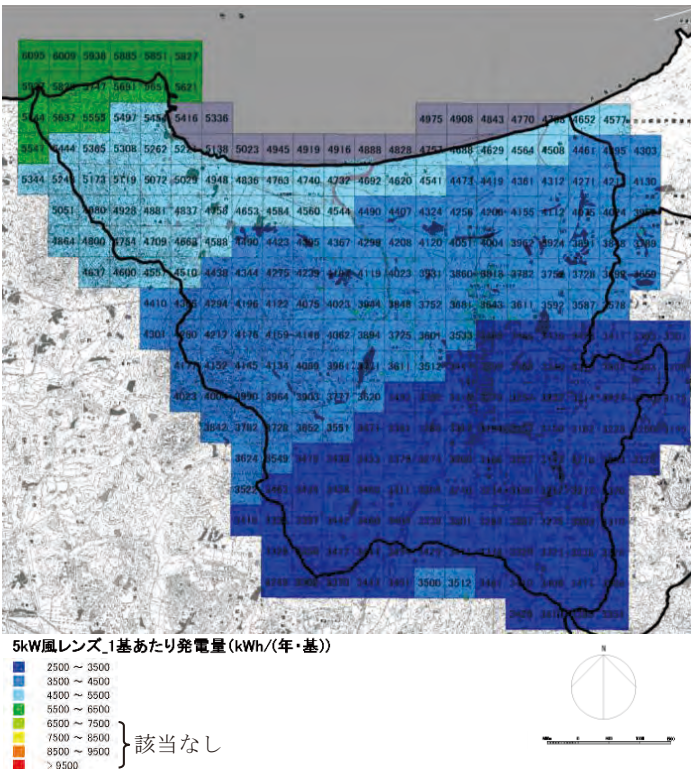
【行政の取り組み】

取り組みの方向性	具体的な取り組み	担当課	実施時期	
			前期	後期
公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入を促進します。	施設運営や災害時用電力などを視野に入れ、公共施設への太陽光・風力発電設備などの導入を進めます。	施設保有課	実施	継続
家庭や事業所が再生可能エネルギーを導入するための情報提供を行います。	広報おかがきや町公式ホームページで再生可能エネルギーに関する情報を発信します。	住民環境課	実施	継続
国や県が進める施策への協力を検討します。	再生可能エネルギーの導入や使用エネルギーの転換について、国県が進める施策への参加や協力を検討します。	住民環境課	実施	継続

【住民・事業者の取り組み】

● 太陽光や太陽熱、風力など再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努めます。

■ 小型風力発電1基当たりの年間発電量 (500m四方)



※この図は、地上10mの高さに吹く風を利用する5kWの風力発電を、500m四方の範囲に1基設置した場合の年間発電量を示したものです。

第5章

**カギになる取り組みを確実に実行していこう
～重点プロジェクト～**

この章では、本ビジョンの重点プロジェクトを示します。

1 重点プロジェクトの抽出

優先度の高いものを組み合わせ、積極的に取り組んでいきます。

本ビジョンでは、本町の地域特性や環境の現状と課題を踏まえて、目指す環境像を実現するためのさまざまな取り組みを第4章に定めています。すべての取り組みを同時に進めていくことは難しいため、各取り組みの中から優先度の高いものを組み合わせ、重点プロジェクトとして抽出し、今後、積極的な取り組みを進めていきます。

重点プロジェクト

- I. 水と緑の保全・再生プロジェクト
- II. 生活環境改善プロジェクト
- III. 再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

優先度の高い
取り組みの抽出

岡垣町の環境像

水を守り 緑を育て
みんなであわせな未来へ

環境目標Ⅰ

豊かな自然環境を守り
育てる

環境目標Ⅱ

美しく快適な生活環境
を高める

環境目標Ⅲ

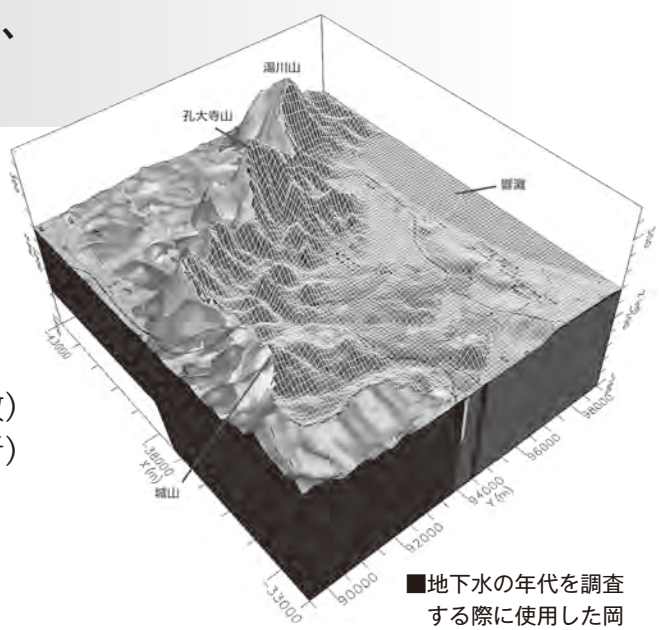
地球環境に配慮した地
域社会をつくる

2 重点プロジェクトの内容と工程

I. 水と緑の保全・再生プロジェクト

狙い・効果

町内の森林・河川の保全活動を進め、
地下水の保全につなげます。



■地下水の年代を調査する際に使用した岡垣町の三次元グリッドモデル

取組内容

- ・国・県への維持管理・整備の要望（行政）
- ・三里松原の保全と保護活動団体への支援（行政）
- ・荒廃森林再生の取り組み（行政・住民・事業者）
- ・森林保全活動団体への支援（行政）
- ・河川の水質悪化防止の取り組み（行政）
- ・原水の給水所の継続運営（行政）
- ・地下水の情報発信（行政・住民・事業者）
- ・行政や地域が実施する保全活動への参加（行政・住民・事業者）

工 程

取組内容	実施時期	
	前期	後期
国・県への維持管理・整備の要望	実施	継続
三里松原の保全と保護活動団体への支援	実施	継続
荒廃森林再生の取り組み	実施	継続
森林保全活動団体への支援	実施	継続
河川の水質悪化防止の取り組み	実施	継続
原水の給水所の継続運営	実施	継続
地下水の情報発信	実施	継続
行政や地域が実施する保全活動への参加	実施	継続

[SDGsとの関係性]

2 飢餓をゼロに

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

6 安全な水とトイレを世界中に

11 住み続けられるまちづくりを

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも守ろう

17 パートナリシップで目標を達成しよう

Ⅱ. 生活環境改善プロジェクト

狙い・効果

ごみ・動物・空き家など、生活環境の中で特に問題となりやすいことを防止・早期解決し、豊かな暮らしを高めます。

取組内容

- 生ごみの減量化の推進（行政・住民）
- 資源物回収の環境整備（行政・住民）
- ペットの飼い方指導（行政）
- 地域猫活動の支援（行政）
- 有害鳥獣の被害防止（行政）
- 土地・建物の適正管理（行政・住民・事業者）

■ダンボールコンポスト講座



工 程

取組内容	実施時期	
	前期	後期
生ごみの減量化の推進	実施	継続
資源物回収の環境整備	検討・実施	実施
ペットの飼い方指導	実施	継続
地域猫活動の支援	実施	継続
有害鳥獣の被害防止	実施	継続
土地・建物の適正管理	実施	継続



[SDGsとの関係性]



Ⅲ. 再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

狙い・効果

エネルギーの転換に向け、公共施設への再生可能エネルギー設備のさらなる導入を図るとともに、住民や事業者の設備導入を促進します。

取組内容

- 公共施設への再生可能エネルギーの率直的な導入（行政）
- 住宅や事業所への再生可能エネルギー設備の導入促進（行政・住民・事業者）
- 国県などが進める施策への協力検討（行政）

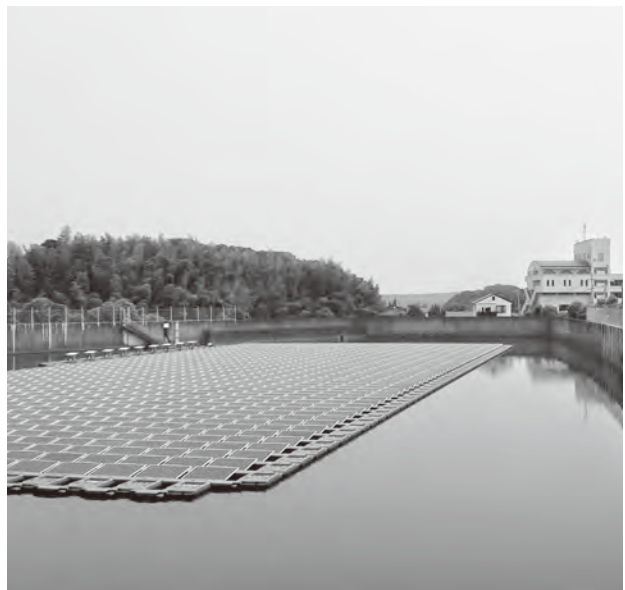
工 程

取組内容	実施時期	
	前期	後期
公共施設への再生可能エネルギーの率直的な導入	実施	継続
住宅や事業所への再生可能エネルギー設備の導入促進	実施	継続
国県などが進める施策への協力検討	検討	継続

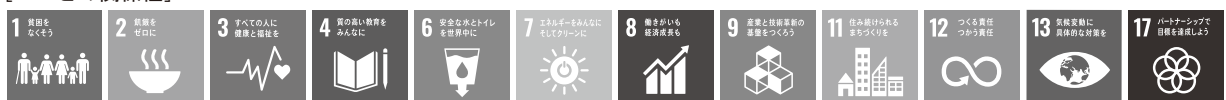
■新松原排水機場（太陽光発電）



■長沼溜池（太陽光発電）



[SDGsとの関係性]



第6章

SDGsの目標との関係性

この章では、本ビジョンの取り組みとSDGsの目標との関係性を示します。

1 SDGsの目標との関係性

国際社会では、将来にわたって持続的な発展が可能な社会の実現に向けて、「持続可能な開発目標：SDGs (Sustainable Development Goals)」を共通の指標とした取り組みが広がっています。

このSDGsでは、さまざまな社会的課題の解決に向けた17のゴール(目標)が掲げられ、経済・社会・環境の統合的向上によりその解決を図っていくことが強調されており、取り組みの過程で、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

多くの国や自治体、企業などで取り組みが活発化しているSDGsですが、本町の環境課題に関連する各ゴールは、本ビジョンを着実に取り組むことで、その達成が図られます。そこで、本章では、SDGsに掲げられている17のゴール(目標)とそれに付随する169のターゲット(達成目標)の一部をご紹介しますとともに、本ビジョンで掲げる目標や目標達成に向けたそれぞれの施策と17のゴールとの関係を示します。

岡垣町第3次環境ビジョン

プロジェクト	水と緑の保全・再生プロジェクト
	生活環境改善プロジェクト
	再生可能エネルギー導入促進プロジェクト
環境目標	行動方針
豊かな自然環境を 守り育てる	◆ 三里松原と美しい海岸を維持します
	◆ 森林の荒廃を防ぎ豊かな緑を保全します
	◆ 河川の環境悪化を防ぎ、きらめく清流を守ります
	◆ 多様な生き物が生育する環境を保護します
	◆ 自然を守る人材を育成し、活動を支援します
◆ 自然とふれあう機会をつくります	
美しく快適な 生活環境を高める	◆ 町自慢のおいしい水を維持し、PRに努めます
	◆ 環境に配慮し、生活排水を適正に処理します
	◆ ごみの減量化・再資源化を進めます
	◆ 生活の環境悪化を防止します
	◆ 緑のある美しい都市景観をつくります
地球環境に配慮した 地域社会をつくる	◆ 地球温暖化を抑制するため、省エネルギー化を推進します
	◆ 地球にやさしい再生可能エネルギーを有効活用します

「持続可能な開発目標：SDGs」 17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくも責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

SDGs : ゴール (目標) とターゲット (達成目標) の例

SDGs 17のゴール (目標)	ターゲット (達成目標) の例
 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 極度の貧困を終わらせる ✓ 貧困状態にある人の割合を半減させる ✓ 貧困層・脆弱層の人々を保護する
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする ✓ 栄養不良をなくし、妊娠や高齢者などの栄養ニーズに対処する ✓ 小規模食品生産者の農業生産性と所得を倍増させる
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊産婦の死亡率を削減する ✓ 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する ✓ 重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する
 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする ✓ 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする ✓ 高等教育に平等にアクセスできるようにする
 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性に対する差別をなくす ✓ 女性に対する暴力をなくす ✓ 女性に対する有害な慣行をなくす
 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する ✓ 下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす ✓ 様々な手段により水質を改善する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する ✓ 再生可能エネルギーの割合を増やす ✓ エネルギー効率の改善率を増やす
 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一人当たりの経済成長率を持続させる ✓ 高いレベルの経済生産性を達成する ✓ 開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の実立や成長を奨励する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する ✓ 雇用とGDPに占める産業セクターの割合を増やす ✓ 小規模製造業などの、金融サービスや市場などへのアクセスを拡大する
 10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得の少ない人の所得成長率を上げる ✓ すべての人々の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する ✓ 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する ✓ 交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する ✓ 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
 12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施する ✓ 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する ✓ 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす
 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する ✓ 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む ✓ 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海洋汚染を防止・削減する ✓ 海洋・沿岸の生態系を回復させる ✓ 海洋酸性化の影響を最小限にする
 15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 陸域、内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する ✓ 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす ✓ 砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する
 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす ✓ 子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす ✓ 司法へ平等なアクセスを提供する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する ✓ 先進国は、開発途上国に対するODAに係るコミットメントを完全に実施する ✓ 開発途上国のための追加的資金源を動員する

3次ビジョンとSDGsの目標の対応表

環境像	環境目標	行動方針	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	
						
水を守り 緑を育て みんなであわせな未来へ	【重点プロジェクト】	水と緑の保全・再生プロジェクト				
		生活環境改善プロジェクト				
		再生可能エネルギー導入促進プロジェクト				
	I. 豊かな自然環境を守り育てる	三里松原と美しい海岸を維持します				
		森林の荒廃を防ぎ、豊かな緑を保全します				
		河川の水質悪化を防ぎ、きらめく清流を守ります				
		多様な生き物が生育・生息する環境を保護します				
		自然を守る人材を育成し、活動を支援します				
		自然とふれあう機会をつくれます				
	II. 美しく快適な生活環境を高める	町自慢のおいしい水を維持し、PRに努めます				
		環境に配慮し、生活排水を適正に処理します				
		ごみの減量化・再資源化を進めます				
		生活の水質悪化を防止します				
		緑のある美しい都市景観をつくれます				
	III. 地球環境に配慮した地域社会をつくる	地球温暖化を抑制するため、省エネルギー化を推進します				
		地球にやさしい再生可能エネルギーを有効活用します				

4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に 具体的な 対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう

第7章

計画の総合的推進

この章では、本ビジョンの推進体制、計画の進行管理を示します。

1 推進体制

ビジョンに掲げる環境像、基本目標の実現に向けて、行政、住民、事業者が共通の認識を持ち、取り組みを進めていきます。

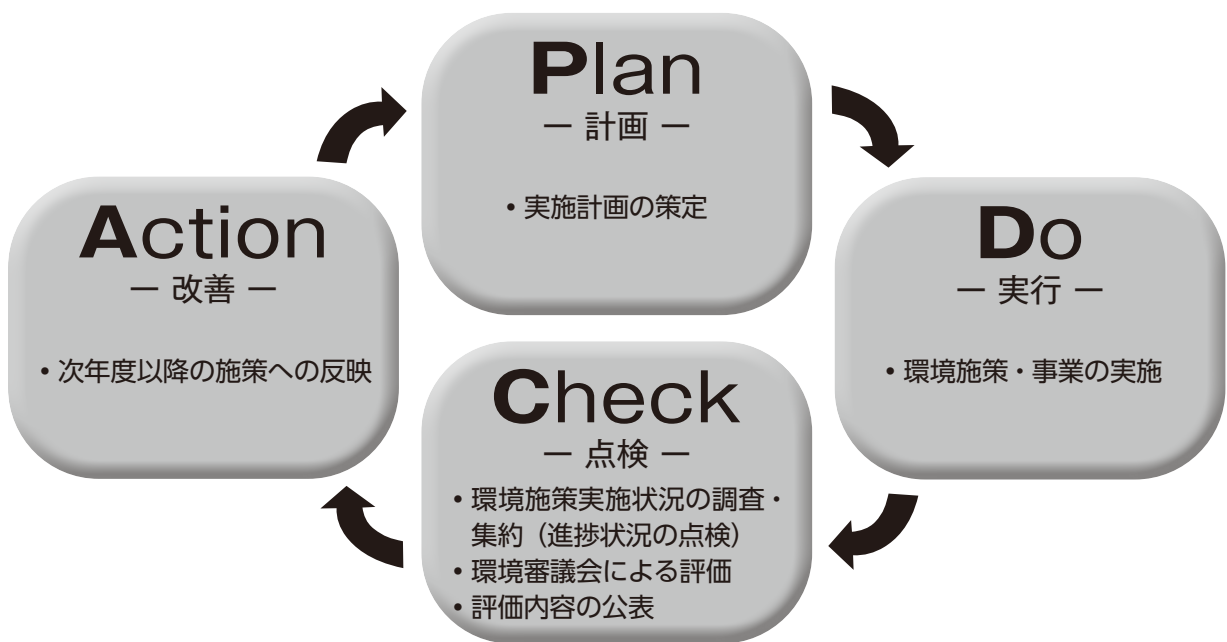
行政内部で連携を図り、国・県などの関係機関との連携を強化して取り組みを進めていきます。

2 計画の進行管理

(1) 計画・実行・点検・改善を循環させて進めます

ビジョンの進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、計画(Plan)・実行(Do)・点検(Check)・改善(Action)の循環、PDCAサイクルで進めていきます。

■PDCAサイクルによる進行管理



(2) ビジョンの内容を広く伝えます

ビジョンを主要公共施設に設置するほか、広報おかがきや町公式ホームページ、各種イベントや出前講座などを通して、ビジョンの内容を広く伝えます。

(3) 必要な財源を確保します

ビジョンに掲げた取り組みを進めていくために、ビジョンの進み具合を検証しつつ、必要な財源を確保します。

資料編

1. 計画策定の経緯
2. 岡垣町環境審議会
3. 岡垣町環境基本条例
4. 諮問・答申の内容
5. 団体アンケート結果

1 計画策定の経緯

■計画策定の経緯

年月日	内 容
令和元年 11月	策定業務開始
令和2年 5月 15日	岡垣町環境審議会（第1回）
令和2年 5月 15日 ～ 6月 5日	各課調査の実施
令和2年 6月 11日 ～ 6月 30日	団体アンケートの実施
令和2年 9月 24日	岡垣町環境審議会（第2回）
令和2年 10月 22日	岡垣町環境審議会（第3回）
令和3年 2月 8日	岡垣町環境審議会（第4回）

2 岡垣町環境審議会

■環境審議会委員名簿（敬称略）

	氏 名	性別	選出区分	所 属 など
会長	小島 治幸	男	学識経験者	九州共立大学名誉教授
副会長	黎 暁紅	女	学識経験者	北九州市立大学国際環境工学部教授
委員	神谷 貞夫	男	学識経験者	三里松原の自然を守る会
委員	秀島 義視	男	環境ボランティア	岡垣町環境衛生協議会
委員	小島 俊哉	男	環境ボランティア	岡垣緑のまちづくりの会
委員	石田 政子	女	団体代表	岡垣町婦人会
委員	塚本 公一	男	団体代表	校長会

任期 令和元年11月1日から令和3年10月31日まで

3

岡垣町環境基本条例

○岡垣町環境基本条例

平成14年4月1日岡垣町条例第9号

岡垣町環境基本条例

私たち岡垣町民は、響灘と三里松原、孔大寺山系に属する山々に抱かれ、その自然の恵みのもとで生活を営んできた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境への影響を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で豊かな環境の恵みを受取る権利を有するとともに、先人が守りつづけた豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、生態系の一部として存在し、限りある環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、健康で文化的な生活を確保するとともに、循環する自然の生態系に配慮しながら、人間生活の発展が自然環境と調和し、適正に維持され持続することが可能な社会を築いていかなければならない。

ここに、町、事業者及び町民が連携し、協力し合って、良好な環境を保全していく社会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自然環境を継承しつつ町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 自然の多様な生命が生存できる自然環境並びに自然環境が持続され町民が健康で文化的な生活を営むことができる社会環境をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 町民 町内に居住している者、町外から通勤している者及び町内を訪れている者をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取り組みによって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、総合的な計画として環境ビジョン（環境共生行動計画）を策定し、これに基づき施策を実施しなければならない。実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

- 2 町は、教育活動及び広報活動等を通じて、町民の環境に関する意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって環境を損なわないよう自己の責任において必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、町の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減と良好な環境の保全に努めるとともに、町の実施する施策に協力しなければならない。

(町の施策)

第7条 町は、次に掲げる各号を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生動植物の生息又は生育と希少な動植物の保護に配慮し、その健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (3) 豊かな緑や地下水など恵まれた自然環境の保全、自然環境を活かした景観の形成及び文化財の保護を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第8条 町は、良好な環境の保全に関わる広域的な取り組みが必要とされるときは、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第9条 町は、国、他の地方公共団体、事業者及び町民と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第10条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間団体の環境の保全に資する自発的な活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(指導等)

第11条 町は、環境への負荷を防止し、またこれを除去するため、事業者及び町民に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 町は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告にしたがわないときは、その旨及びその勧告の内容を公表する。

(年次報告等)

第12条 町長は、その年に実施した環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにし、公表するものとする。

(審議会の設置)

第13条 町は、岡垣町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境ビジョンその他良好な環境の保全に関する基本的事項を審議する。

3 審議会は、良好な環境の保全に関する事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 諮問・答申の内容

諮 問

令和2年5月15日

岡垣町環境審議会
会長 小島 治幸 様

岡垣町長 宮内 寛生

岡垣町第3次環境ビジョンについて（諮問）

岡垣町では、平成25年3月に策定した「岡垣町第2次環境ビジョン（環境共生行動計画）」に基づき環境政策を進めてきましたが、令和2年度で計画期間が終期を迎えるため、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第3次環境ビジョンを策定することといたしました。

このビジョンは、環境に関する国内外の社会動向や国県の諸計画を踏まえるとともに、令和2年度に策定する町の最上位計画、第6次総合計画を環境面から支援・実現する計画として位置付け、策定いたします。

ついては、貴審議会に意見を求めたいので、岡垣町環境基本条例第13条2項により、次の事項について諮問します。

記

1. 環境像及び環境目標に関すること
2. 必要な施策及び重点プロジェクトに関すること
3. 計画の総合的推進に関すること

答 申

令和3年2月8日

岡垣町長
門司 晋 様

岡垣町環境審議会
会長 小島 治幸

岡垣町第3次環境ビジョンについて（答申）

令和2年5月15日付けで諮問のありました岡垣町第3次環境ビジョンの策定について、鋭意審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

記

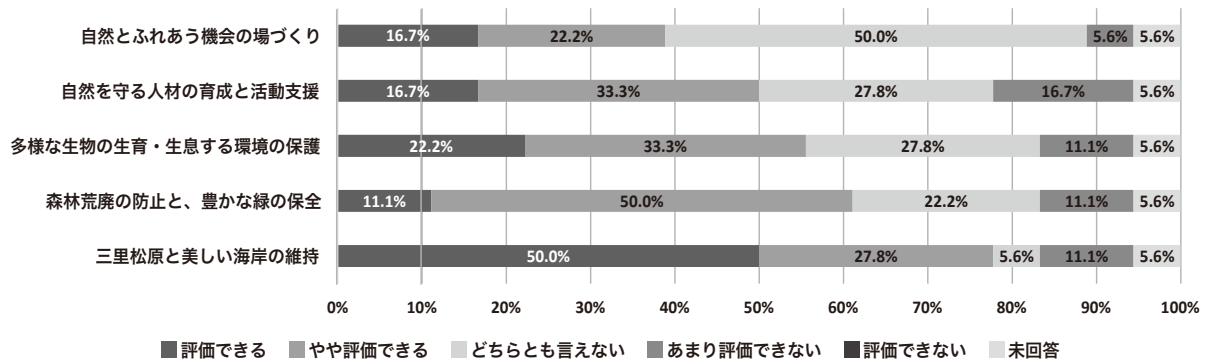
1. 環境像及び環境目標に関すること
環境分野の施策は長期的な視点が必要です。経年分析ができるよう、前ビジョンの環境像・環境目標を継承するものとしてください。
2. 必要な施策及び重点プロジェクトに関すること
必要な施策については、前ビジョンの取り組みを継続・発展させるものとしてください。なお、次の事項については着実に施策に盛り込み、推進することを望みます。
 - (1) 森林保全
 - (2) 河川保全
 - (3) 特定外来生物の防除
 - (4) 野生鳥獣による被害防止
 重点プロジェクトについては、施策の中で特化すべき事項や早期解決が必要な事項について、位置付けを行ってください。
3. 計画の総合的推進に関すること
行政・住民・事業者のそれぞれの役割・責務、連携について盛り込み、ビジョンで掲げた施策を町全体で推進することとしてください。

5 団体アンケート結果

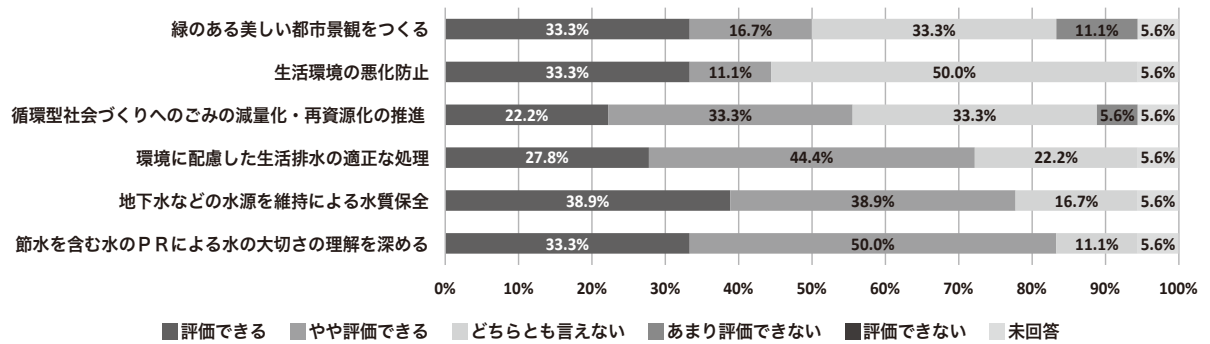
1. 調査期間 令和2年6月11日～6月30日
2. 調査団体数 21
3. 調査内容と調査結果

(1) 第2次環境ビジョンの評価

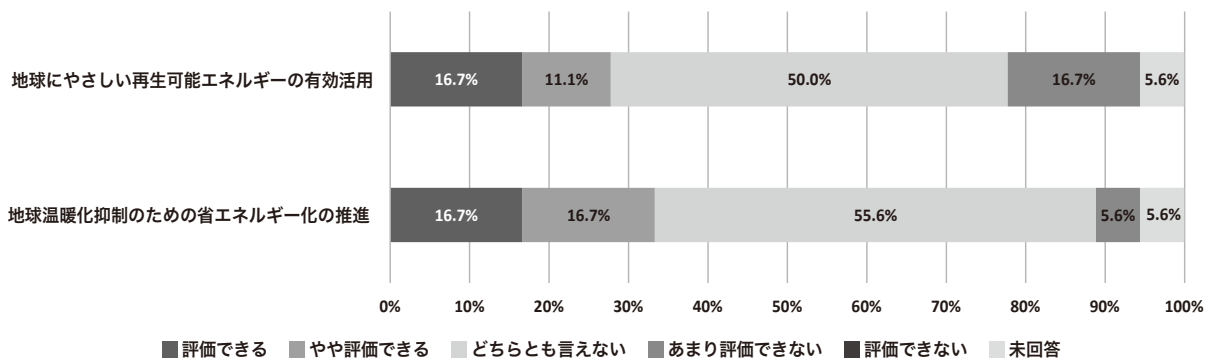
自然環境事業評価



生活環境事業評価



地球環境事業評価



(2) 次期ビジョンで実施していくべきこと、または既存の事業について更なる支援や強化が必要と思われることについて（自由意見）

◆自然環境について

- (1) 海岸清掃をはじめとした清掃活動の取組強化
- (2) 外来生物に対する町の具体的な対策の検討
- (3) 子供たちの自然とのふれあいの場の設置
- (4) 自然環境（三里松原や海岸侵食など）の住民意識の向上
- (5) 竹林対策

◆生活環境について

- (1) 野良猫対策
- (2) ホタルの生息地域などでの LED 照明による影響への対策
- (3) 水資源の PR
- (4) ごみ減量化対策及び住民への情報の周知
- (5) 地域の清掃活動の推進及び資源回収活動への支援強化
- (6) 空き家、空き地対策の強化
- (7) ごみステーションの管理の徹底に関する周知
- (8) 地域の安心・安全のための見守り活動の強化、及び危険個所の点検の実施
- (9) 町が管理する街路樹などを管理しやすいものに取り替え、管理を容易にする
- (10) 不法投棄対策
- (11) ペットの飼い方の周知徹底

◆地球環境について

- (1) 省エネ活動の取り組み及び省エネ製品または機器への取り替えの推進
- (2) 省エネ、温暖化、海洋汚染などの講演会などによる住民の意識向上



町の花：ツツジ

ツツジ科ツツジ属。春から初夏にかけて赤、紫、白などの花が咲きます。公園や家庭の庭木、盆栽としても広く栽培されています。



町の木：クス（樟）

クスノキ科クスノキ属の常緑高木。暖かい地に自生しますが、古くから神社などで植えられています。高倉神社にある5本のクスは天然記念物に指定されています。



町の鳥：カワセミ

ブッポウソウ目カワセミ科。体長約17cm。美しい川辺に住み水中の小魚をとって食べます。環境評価の指標生物で、町内の川沿いでその姿を見ることができます。

水を守り 緑を育て みんなでしあわせな未来へ

岡垣町第3次環境ビジョン -環境共生行動計画-

令和3年3月

発行 岡垣町

所在地 〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

TEL 093-282-1211

FAX 093-282-0277

町公式ホームページ <http://www.town.okagaki.lg.jp/>

問い合わせ 住民環境課環境政策係

